

# 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 協議経過から… 「合併するとした場合の姿」

〈住民配付資料〉

## 最終報告

〈平成16年7月末現在〉

協議項目一覧～協議項目と協議状況	1
合併の方式・合併の期日・新市の名称・事務所の位置	3
財産の取扱い	3
議会議員の定数及び任期の取扱い	4
農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	4
地方税の取扱い	5
一般職の職員の身分の取扱い	5
地域審議会の取扱い	6
条例・規則等の取扱い	6
組織及び機構の取扱い	7
一部事務組合等の取扱い	9
町名・字名の取扱い	9
慣行の取扱い	10
診療所の取扱い	11
国民健康保険事業の取扱い	11
介護保険事業の取扱い	12
行政連絡機構の取扱い	13
公社・第三セクター等の取扱い	13
各種事務事業の取扱い	14
まちづくり専門部会関係	14
行財政専門部会関係	15
住民福祉専門部会関係	22
経済産業専門部会関係	31
建設水道専門部会関係	35
教育文化専門部会関係	39
議会専門部会関係	42
協議会等開催状況	43

注：この資料は「住民説明会」で使用しますので、説明会参加の際は忘れずにご持参ください。

※住民説明会の日程は最終面にあります。

平成16年9月

浜益村

## 協議項目一覧

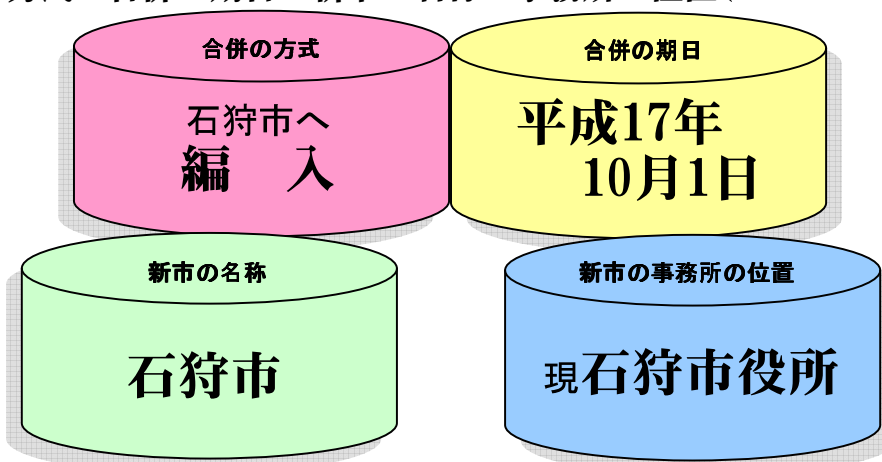
協議項目と協議状況 No. 1

協 議 項 目		提 案 日	確認日(協議状況)
1	合併の方式	H15.6.4 第2回	H15.7.17 第3回
2	合併の期日	H16.6.30 第13回	H16.6.30 第13回
3	新市の名称	H15.6.4 第2回	H15.7.17 第3回
4	新市の事務所の位置	H15.6.4 第2回	H15.7.17 第3回
5	財産の取扱い	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H16.6.30 第13回	H16.6.30 第13回
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
8	地方税の取扱い	H16.2.27 第9回	H16.2.27 第9回
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.10.27 第5回	H15.10.27 第5回
10	地域審議会の取扱い	H16.5.27 第12回	H16.5.27 第12回
11	新市建設計画 (新市将来構想)	H16.7.28 第14回 (H16.1.30 第8回)	H16.7.28 第14回 (H16.1.30 第8回)
12	特別職の職員の身分の取扱い (項目削除で確認)	H16.1.30 第8回	H16.3.30 第10回
13	条例・規則等の取扱い	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
14	組織及び機構の取扱い	H16.5.27 第12回	H16.5.27 第12回
15	一部事務組合等の取扱い	H16.5.7 第11回	H16.5.7 第11回
16	使用料・手数料等の取扱い (協議省略で確認)		H16.3.30 第10回
17	公共的団体等の取扱い (協議省略で確認)		H16.3.30 第10回
18	補助金・交付金等の取扱い (協議省略で確認)		H16.3.30 第10回
19	町名・字名の取扱い	H16.3.30 第10回	H16.3.30 第10回
20	慣行の取扱い	H16.6.30 第13回	H16.6.30 第13回
21	診療所の取扱い	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
22	国民健康保険事業の取扱い	H16.3.30 第10回	H16.5.7 第11回
23	介護保険事業の取扱い	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
24	行政連絡機構の取扱い	H16.2.27 第9回	H16.3.30 第10回
25	公社・第三セクター等の取扱い	H16.5.7 第11回	H16.5.7 第11回
26	各種事務事業の取扱い	項目別～№2	

## 協議項目と協議状況 No.2 (各種事務事業の取扱い)

協 議 項 目		提 案 日	確 認 日 (協 議 状 況)
26	各種事務事業の取扱い		
-1	まちづくり専門部会関係		
-1	まちづくり関係	H16.6.30 第13回	H16.6.30 第13回
-2	行財政専門部会関係		
-1	姉妹都市・国際交流関係	H15.10.27 第5回	H15.10.27 第5回
-2	特別職関係	H16.1.30 第8回	H16.6.30 第13回
-3	職員関係	H16.5.27 第12回	H16.5.27 第12回
-4	情報関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-5	電算システム関係	H16.5.27 第12回	H16.5.27 第12回
-6	広報広聴関係	H16.1.30 第8回	H16.1.30 第8回
-7	防災関係	H15.9.26 第4回	H15.10.27 第5回
-8	消防署・消防団関係	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
-9	財政関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-10	契約・出納関係	H15.9.26 第4回	H15.9.26 第4回
-11	税関係	H16.2.27 第9回	H16.2.27 第9回
-12	行政委員会関係(教育委員を含む)	H16.1.30 第8回	H16.1.30 第8回
-13	行政庶務関係	H16.2.27 第9回	H16.2.27 第9回
-3	住民福祉専門部会関係		
-1	市民活動関係	H16.2.27 第9回	H16.3.30 第10回
-2	戸籍・住民基本台帳関係	H15.9.26 第4回	H15.10.27 第5回
-3	医療給付関係	H15.9.26 第4回	H15.11.27 第6回
-4	社会福祉関係	H16.1.30 第8回	H16.1.30 第8回
-5	高齢者・障害者福祉関係	H16.3.30 第10回	H16.5.7 第11回
-6	(障害者福祉関係) (項目統合で確認)		H16.3.30 第10回
-7	児童母子福祉関係	H16.2.27 第9回	H16.3.30 第10回
-8	保育所関係	H15.9.26 第4回	H15.11.27 第6回
-9	健康づくり関係	H15.10.27 第5回	H15.10.27 第5回
-10	保健サービス関係	H15.10.27 第5回	H15.10.27 第5回
-11	環境対策関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-12	ごみ対策関係	H16.2.27 第9回	H16.3.30 第10回
-13	住民福祉庶務関係	H16.1.30 第8回	H16.1.30 第8回
-4	経済産業専門部会関係		
-1	農業関係	H15.12.25 第7回	H16.1.30 第8回
-2	水産業関係	H15.12.25 第7回	H16.1.30 第8回
-3	漁港施設関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-4	林業関係	H15.12.25 第7回	H16.1.30 第8回
-5	公園関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-6	商工業関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-7	観光関係	H15.11.27 第6回	H15.11.27 第6回
-5	建設水道専門部会関係		
-1	建設関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-2	除雪関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-3	港湾施設関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-4	公営住宅関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-5	都市計画関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-6	上水道関係	H16.5.7 第11回	H16.5.27 第12回
-7	下水道関係	H16.5.27 第12回	H16.5.27 第12回
-6	教育文化専門部会関係		
-1	教育管理関係	H16.3.30 第10回	H16.5.7 第11回
-2	幼稚園関係	H15.12.25 第7回	H15.12.25 第7回
-3	学校教育関係	H16.3.30 第10回	H16.5.7 第11回
-4	社会教育・スポーツ関係	H16.3.30 第10回	H16.5.7 第11回
-5	(スポーツ関係) (項目統合で確認)		H16.3.30 第10回
-6	文化財関係	H16.1.30 第8回	H16.1.30 第8回
-7	給食センター・図書館・公民館関係	H16.2.27 第9回	H16.3.30 第10回
-7	議会専門部会関係		
-1	議会関係	H15.10.27 第5回	H15.10.27 第5回

1. 合併の方式・合併の期日・新市の名称・事務所の位置(No.1・No.2・No.3・No.4)



2. 財産の取扱い(No.5)

◆ 浜益村の財産(土地・建物・基金等)及び債務(借金)は、すべて石狩市に引き継ぐ。

基金及び地方債残高の状況等(平成14年度末現在及び平成15年度見込)

【浜益村】

基金残高

(単位:百万円)

基金名	H14残高	H15残高見込	
		うち現金・基金	うち現金・基金
財政調整基金	59	59	0
減債基金	28	28	10
小計	87	87	10
その他特定目的基金	138	138	104
地域振興基金	74	74	54
人材育成基金	45	45	35
保養センター営繕基金	4	4	0
のぞみ祝金基金	9	9	9
ふるさと水と土保全基金	6	6	6
定額運用基金	68	37	68
土地開発基金	65	34	65
社会福祉事業基金	3	3	3
浜益村計	293	262	182
＜参考＞3市村計	2,684	1,800	2,254

地方債残高

(単位:百万円)

区分	H14残高	H15残高見込
普通会計	3,730	3,680
うち減税補てん債	52	53
うち臨時財政対策債	241	460
企業会計・特別会計	482	526
浜益村簡易水道事業会計	467	510
浜益村国保診療所会計	15	16
一部事務組合	85	73
北石狩衛生施設組合	85	73
計	4,297	4,279
公債費に準ずる債務負担行為	71	59
浜益村計	4,368	4,338
＜参考＞3市村計	65,102	64,952

地方公社等の債務状況

(単位:百万円)

公社名	H14残高	H15残高見込
浜益村計	-	-
＜参考＞3市村計	6,121	6,121

### 3. 議会議員の定数及び任期の取扱い(No.6)

◆浜益村の議会議員については、合併特例法の在任特例を適用し、石狩市の議会議員の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任する。  
【合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用】

#### 浜益村の議会議員

区 分	浜 益 村	<参考> 石 狩 市
条 例 定 数	12 人	26 人
現 在 の 議 員 数	12 人	26 人
現 在 の 任 期	自 平成13年1月20日 至 平成17年1月19日	自 平成15年5月11日 至 平成19年5月10日

<平成16年6月30日現在>

#### <新市の議員定数に在任特例を適用する理由>

- 1 合併当初における地域住民の不安解消
- 2 円滑な新市への移行
- 3 新市建設計画の予算審議への参加
- 4 新市における調整事項への参加
- 5 条例定数の維持による合併効果の確保
- 6 合併前の議員報酬の適用による経費節減
- 7 合併時の選挙未実施による経費節減

#### <議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会からの附帯意見>

- 1 議会議員の報酬に関する附帯意見(合併協議会に対する附帯意見)  
在任特例を適用することにより石狩市議会議員となる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬の額は、その特例による在任期間について、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬によること。
- 2 新市の議会議員の定数に関する附帯意見(新市に対する附帯意見)  
合併による新市において在任特例を適用した後は、議会議員の定数を26人から可能な限り減らす努力をすること。

### 4. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(No.7)

◆浜益村の農業委員会は、石狩市の農業委員会に統合する。  
◆浜益村の農業委員のうち、選挙により選出された委員は、石狩市の農業委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の選挙による農業委員として在任する。

#### 浜益村の農業委員

区 分	浜 益 村	<参考> 石 狩 市	
条例定数(選挙委員)	10 人	12 人	
現 委 員 数	選挙による委員	12 人	
	選 任 に よ る 委 員	組合推薦	2 人
		議会推薦	2 人
任 期	自 平成14年7月20日 至 平成17年7月19日	自 平成14年7月20日 至 平成17年7月19日	

<平成15年4月1日現在>

## 5. 地方税の取扱い (No.8)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年の翌年度から合わせる。

### 賦課制度

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
鉾 産 税	該当なし	課税標準額(=鉾物の価格)の1/100(税率)を鉾物の採取事業に対し課税する。 ただし、鉾物の採取の作業場において1ヶ月に採取された鉾物の価格の合計額が200万円以下である場合0.9/100(税率)	合併時に石狩市の制度に合わせる。
入 湯 税	該当なし	1日150円 (日帰り50円)	
都 市 計 画 税	該当なし	当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3/100(税率)を所有者に対して課税する。	合併時に石狩市の制度に合わせる。ただし、浜益地域は、課税対象外。
市(村)民税の納期	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 10月15日から同月31日まで 第4期 12月15日から同月30日まで	第1期 6月15日から同月30日まで 第2期 8月15日から同月31日まで 第3期 10月15日から同月31日まで 第4期 12月15日から同月30日まで	納付書の送付の都合上、合併した翌年度から石狩市に合わせるものとする。
固定資産税の納期	第1期 5月15日から同月31日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 11月15日から同月30日まで	第1期 5月15日から同月31日まで 第2期 7月15日から同月31日まで 第3期 9月15日から同月30日まで 第4期 11月15日から同月30日まで	

## 6. 一般職の職員の身分の取扱い (No.9)

◆浜益村の職員は、すべて石狩市の職員として引き継ぐ。  
◆職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱う。

### 3市村の一般職の職員

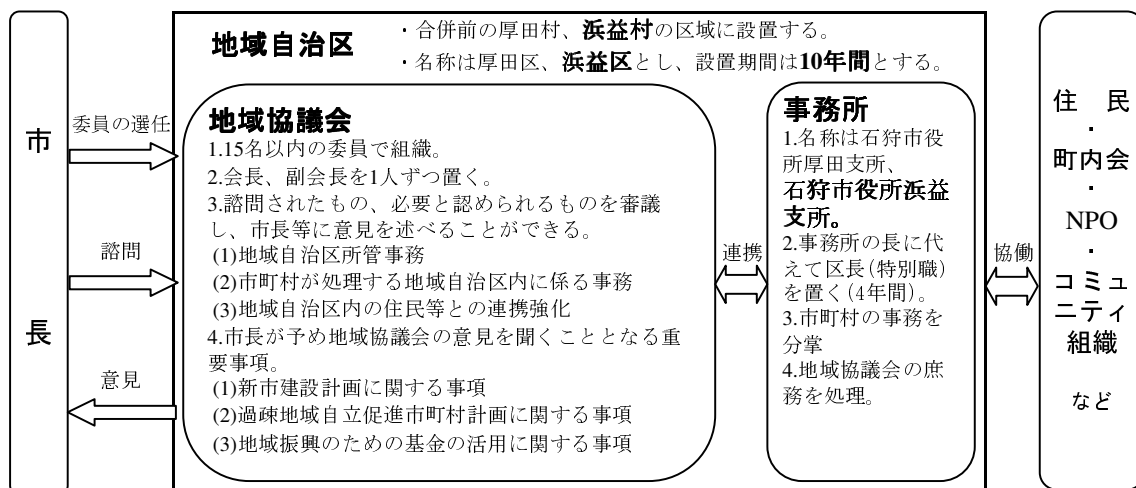
区 分	浜 益 村	石 狩 市	厚 田 村	合 計
条 例 定 数	94 人	479 人	85 人	658 人
現 職 員 数	78 人	463 人	73 人	614 人

<平成15年4月1日現在>

## 7. 地域審議会の取扱い (No.10)

◆厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を置く。  
 なお、合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書(案)」による。

### 「地域自治区」のイメージ



## 8. 条例・規則等の取扱い (No.13)

◆石狩市の条例及び規則を適用するものとする。  
 ただし、各種事務事業の調整に係る条例及び規則等については、その調整内容を踏まえ新規制定、一部改正等を行う。

### 条例・規則等

区 分	浜 益 村	石 狩 市
条 例 数	140	167
規 則 数	124	200
そ の 他	192	409

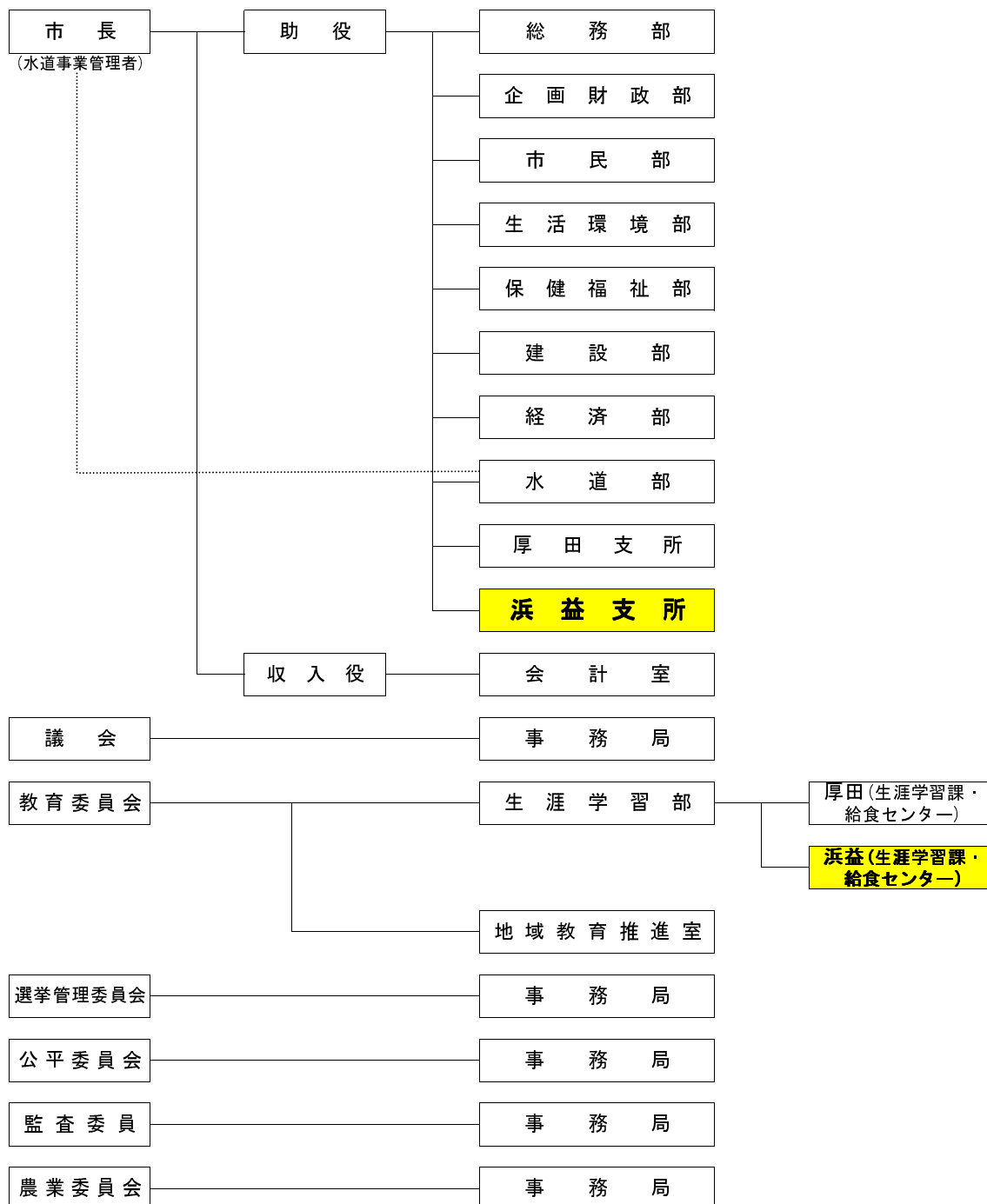
#### 〈参考〉 新規制定、一部改正等

- 各種事務事業の調整の内容により整理される。
  - 【新規制定】 石狩市の現行の条例・規則等に存在しないもの  
 例) 国保診療所関係、スキー場関係、その他独自事業関係
  - 【全部改正】 一部改正の範囲を超えるもの
  - 【一部改正】 石狩市の現行の条例・規則等の一部を改正するもの
  - 【廃止】 石狩市の現行の条例・規則等を廃止するもの

## 9. 組織及び機構の取扱い (No.14)

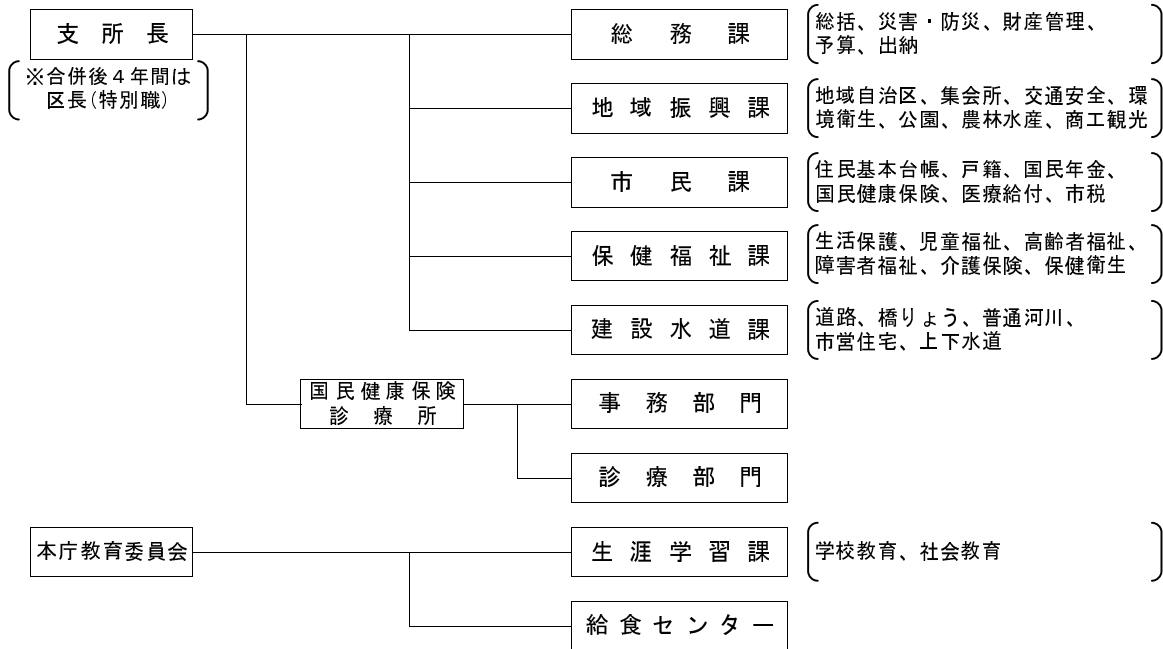
◆3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。  
 なお、地域自治区の事務所となる厚田支所、浜益支所については「新市における支所の整備方針」に基づき整備する。

### ①新市における組織機構のイメージ





②新市における支所組織のイメージ



③新市における職員数推移のイメージ

区分	17.4.1(合併前)	合併時	合併時から1~2年後	合併時から概ね10年後
石狩市本庁	453 名	463 名	490名~500名	500 名
厚田支所	72 名	67 名	概ね40名程度	
浜益支所	72 名	67 名	概ね50名程度	
合計	597 名	597 名	580名~590名	

※1 平成17年4月1日(合併前)の職員数は、平成16年5月1日現在の職員数から退職者(5名)を除いた職員数。

※2 合併時には、概ね5名程度以内の両村の職員を本庁に異動。

### 10. 一部事務組合等の取扱い (No.15)

◆3市村が加入している一部事務組合等について、新市においても加入する必要があるものは引き続き加入する。  
石狩地区介護認定審査会については、新市において新しい審査会を設置する。

一部事務組合等名	具体の取扱い
石狩西部広域水道事業団 石狩湾新港管理組合	石狩市のみ加入。新市においても必要あることから、引き続き加入する。
札幌広域圏組合 石狩北部地区消防事務組合 北石狩衛生施設組合 石狩教育研修センター組合 北石狩公平委員会 北海道市町村備荒資金組合 北海道市町村職員退職手当組合	3市村とも加入。新市においても必要あることから、引き続き加入する。
石狩地区介護認定審査会	合併期日の前日に廃止し、新市において新しい審査会を設置する。
北海道市町村総合事務組合 北海道町村議会議員公務災害補償等組合	浜益村、厚田村の2村が加入。新市においては条例に基づき処理することから、加入しない。

### 11. 町名・字名の取扱い (No.19)

◆大字の区域は変更せず、浜益村及び厚田村の大字名及び字名は地域住民の意見を十分に尊重し、合併時まで決める。

#### 浜益村の字名

区分	大字名	字名
浜益村	・群別村(クハベツムラ)	・(小字なし) ・雄冬(オウフユ) ・千代志別(チヨシハベツ) ・床丹(トコタン) ・幌(ホロ) ・タンパケ
	・浜益村(ハマススムラ)	・(小字なし)
	・柏木村(カシキムラ)	・(小字なし)
	・実田村(ミタムラ)	・(小字なし) ・御料地(ゴリョウチ) ・泥川(ドロガワ)
	・川下村(カワシモムラ)	・(小字なし) ・毘砂別(ヒシヤハベツ)
	・尻苗村(シラエムラ)	・送毛(オクリゲ) ・濃昼(ノギヒル)

12. 慣行の取扱い(No.20)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆市民憲章は、新市において新たに制定する。
- ◆厚田村の栄誉村民は、新市において規則を定め引き継ぐ。

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体的取扱い
市章				合併時に石狩市の制度に合わせる。
市民憲章	<p>わたくしたちは、洋々とした日本海と深い緑に包まれた、美しい自然のなかに生きる浜益村民です。</p> <p>開村100年を迎え、きびしい北海の荒波にたくましく生きぬき、開拓にあたった先人の偉業をうけつぎ、未来の発展をねがって、この憲章を定めます。</p> <p>一自然を大切に、美しい村をつくりまします。</p> <p>一心とからだをきたえ、健康で明るい村をつくりまします。</p> <p>一仕事に誇りをもち、力を合わせて豊かな村をつくりまします。</p> <p>一教養をふかめ、文化のかおり高い村をつくりまします。</p> <p>一未来に夢をもち、若さあふれた村をつくりまします。</p>	<p>わたしたちは、豊かな自然にはぐくまれ、その厳しさにきたえられ、たくましく、伸びゆく厚田村の村民です。</p> <p>1 夢をもって、元気で働き、豊かなまちにしよう。</p> <p>2 きまりを守り、肩くみあって、住みよいまちにしよう。</p> <p>3 自然を愛し、教養を高め、文化のかおるまちにしよう。</p>	<p>●わたくしたちは、北海道の母なる川石狩川と青く豊かな日本海にはぐくまれた歴史と伝統のまち石狩の市民です。</p> <p>●わたくしたちの石狩市は、北方圏交流の海の拠点として、限らない発展が広く期待されているまちです。</p> <p>●わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、力を合わせて住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>1.健康で楽しく働き、伸びゆく豊かなまちにしましょう。</p> <p>1.すずんできまりをまもり、明るいまちにしましょう。</p> <p>1.たがいはげまし合い、助け合い、温かいまちにしましょう。</p> <p>1.きれいな海、きれいな川、きれいな空のあるまちにしましょう。</p> <p>1.未来をつくる子どもの夢をそだて、文化のかおり高いまちにしましょう。</p>	新市において新たに制定する。
花・木・鳥	<p>村の花 「はまなす」</p> <p>村の木 「さくら」</p> <p>村の鳥 「ごめ」</p>	<p>村の花 「シバザクラ」</p> <p>村の木 「トド」</p>	<p>市の花 「ハマナス」</p> <p>市の木 「ナナカマド」</p>	合併時は石狩市の制度に合わせて、新市において新たな制定について検討する。
名誉市(村)民	<p>(推挙の基準)</p> <p>村民又は村民であった者で、社会文化の興隆、村の自治発展に寄与し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与)</p> <p>名誉村民の称号、名誉村民章、略章を贈る</p> <p>(特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・終身年金の支給</li> <li>・実績を永く伝える方途を講ずる</li> <li>・村の施設の使用の特典を与える</li> <li>・栄誉を維持するための特典を与える</li> <li>・その他適当と認める礼遇</li> </ul> <p>(死亡時の特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔詞、弔花及び弔慰金を贈る</li> <li>・その他適当と認める礼遇</li> </ul>	<p>(推挙の基準)</p> <p>本村の住民で、行政、産業、経済の発展、教育、文化の興隆、その他村民の福祉増進に貢献し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与)</p> <p>名誉村民の称号、賞、名誉村民章を贈る</p> <p>(特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の式典への参列</li> <li>・終身年金の支給</li> <li>・その他必要と認める特典又は待遇</li> </ul> <p>(死亡時の特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔詞、弔花及び弔慰金を贈る</li> <li>・村葬を行う</li> </ul>	<p>(推挙の基準)</p> <p>本市の市民であるか、又は市民であった者で、行政経済、文化の興隆に寄与し、功績があると認められた者</p> <p>(称号の贈与)</p> <p>名誉市民の称号を贈る</p> <p>(特典又は待遇)</p> <p>議会の議決を得て必要と思われる特典又は待遇を与える</p>	合併時に石狩市の制度に合わせる。
栄誉市(村)民	該当なし	<p>(推挙の基準)</p> <p>本村の行政、村民の福祉の発展、本村の宣布に貢献し、儀礼顕彰の必要があると認められた者</p> <p>(称号の贈与)</p> <p>栄誉村民の称号、賞、栄誉村民章を贈る</p> <p>(特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公の式典への参列</li> <li>・その他必要と認める特典又は待遇</li> </ul> <p>(死亡時の特典又は待遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔詞、弔花及び弔慰金を贈る</li> <li>・村葬を行う</li> </ul>	<p>(推挙の基準)</p> <p>親善、その他の目的で市に來訪した外国人や市民以外の者のうち、市の賓客として特に認められた者</p> <p>(称号の贈与)</p> <p>栄誉市民の称号を贈る</p> <p>栄誉市民賞、記念品を贈呈(公表)</p> <p>市広報に登載(登録)</p> <p>栄誉市民台帳に登録</p>	合併時に石狩市の制度に合わせる。厚田村の栄誉村民は新市において規則を定め引き継ぐ。
宣言	<p>暴力追放の村宣言</p> <p>恒久平和宣言</p>	該当なし	<p>暴力追放都市宣言</p> <p>平和都市宣言</p> <p>スポーツ健康都市宣言</p> <p>防犯都市宣言</p>	合併時に石狩市の制度に合わせる。

### 13. 診療所の取扱い (No.21)

◆地域医療確保のため、浜益村国保診療所は現行のとおり運営体制とする。

### 14. 国民健康保険事業の取扱い (No.22)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆浜益村、厚田村の2村地域における税率等については、合併した年を含む5カ年度に限り、不均一課税を行う。  
 ただし、納期については、合併した年の翌年度から石狩市の制度に合わせる。

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い			
国民健康保険税	医療分	所得割 9.50% 資産割 70.00% 均等割 25,000円 平等割 26,000円	医療分	所得割 7.5% 資産割 50% 均等割 23,000円 平等割 23,000円	医療分	所得割 10.05% 資産割 - 均等割 25,400円 平等割 37,100円	合併時に石狩市の制度に合わせる。 浜益村、厚田村の2村地域は不均一課税を適用し、期間は合併した年を含む5カ年度とする。
	介護分	所得割 0.75% 資産割 10.0% 均等割 6,500円 平等割 4,000円	介護分	所得割 0.5% 資産割 6.0% 均等割 5,000円 平等割 5,000円	介護分	所得割 0.78% 資産割 - 均等割 4,700円 平等割 2,900円	
	※均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	※均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	※均等割～被保険者1人あたりの金額 平等割～1世帯あたりの金額	賦課限度額	医療分 500,000円 介護分 80,000円	医療分 520,000円 介護分 80,000円	
納 期	第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月15日～12月30日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月15日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日	第1期 7月16日～7月31日 第2期 9月15日～9月30日 第3期 10月16日～10月31日 第4期 12月10日～12月25日 第5期 3月10日～3月25日	第1期 7月15日～7月31日 第2期 8月15日～8月31日 第3期 9月15日～9月30日 第4期 10月15日～10月31日 第5期 11月15日～11月30日 第6期 12月15日～12月30日 第7期 1月15日～1月31日 第8期 2月15日～2月28日 第9期 3月15日～3月31日	合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせる。			
保 険 給 付	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 30,000円	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	出産育児一時金 300,000円 葬祭費 20,000円	合併時に石狩市の制度に合わせる。			

#### 浜益地域における不均一課税

区 分	現 行	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 21 年度	備 考	
浜益村 医療分	所得割	9.50%	9.70%	9.90%	10.05%	増減分を3等分し、段階的に調整
	資産割	70.00%	47.00%	24.00%	0.00%	
	均等割	25,000円	25,100円	25,200円	25,400円	
	平等割	26,000円	29,700円	33,400円	37,100円	
介護分	限度額	500,000円	510,000円	520,000円	530,000円	増減分を3等分し、段階的に調整
	所得割	0.75%	0.78%	0.81%	0.83%	
	資産割	10.00%	7.00%	4.00%	0.00%	
	均等割	6,500円	5,800円	5,100円	4,400円	
平等割	4,000円	3,600円	3,200円	2,600円	改正なし	
限度額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円		

15. 介護保険事業の取扱い (No.23)

◆介護保険事業及び介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度からは、石狩市に統一し実施する。  
 ◆浜益村で実施している訪問介護事業及び通所介護事業については、現行のとおり運営体制とする。  
 ◆家族介護慰労金支給事業、介護保険料低所得者減免措置事業は、合併時に石狩市の制度に合わせる。(現在、浜益村には制度なし)

介護保険料

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
被 保 険 者 数	第1段階 36 人 第2段階 588 人 第3段階 186 人 第4段階 83 人 第5段階 36 人 合計 929 人	第1段階 138 人 第2段階 3,673 人 第3段階 3,411 人 第4段階 1,519 人 第5段階 1,059 人 合計 9,800 人	合併時は現行のとおりとし、 第3期事業計画の初年度である平成18年度から石狩市の制度に合わせる。
保 険 料 率	第1段階 年額 22,500円 第2段階 年額 33,800円 第3段階 年額 45,100円 第4段階 年額 56,300円 第5段階 年額 67,600円 (月額 3,759円)	第1段階 年額 22,800円 第2段階 年額 34,200円 第3段階 年額 45,600円 第4段階 年額 57,000円 第5段階 年額 68,400円 (月額 3,800円)	
普通徴収納期	第1期 6月15日から6月30日まで 第2期 7月15日から7月31日まで 第3期 8月15日から8月31日まで 第4期 9月15日から9月30日まで 第5期 10月15日から10月31日まで 第6期 11月15日から11月30日まで 第7期 12月15日から12月30日まで 第8期 1月15日から1月31日まで 第9期 2月15日から2月28日まで 第10期 3月15日から3月31日まで	第1期 6月15日から6月30日まで 第2期 7月15日から7月31日まで 第3期 8月15日から8月31日まで 第4期 9月16日から9月30日まで 第5期 10月15日から10月31日まで 第6期 11月15日から11月30日まで 第7期 12月15日から12月30日まで 第8期 1月15日から1月31日まで 第9期 2月15日から2月28日まで	

家族介護慰労金支給事業

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
目的	該当なし	高齢者の居宅生活の継続を支援	合併時に石狩市の制度に合わせる。
内容		10万円を支給	
対象		要介護度4,5及びこれに相当する状態の者を居宅で介護している低所得世帯の家族	

介護保険料低所得者減免措置

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
目的	該当なし	低所得者に対する介護保険料の軽減	合併時に石狩市の制度に合わせる。
内容		第1段階 0.5 → 0.25 第2段階 0.75 → 0.5	
対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料第1,2段階に属する者</li> <li>・本人の年間収入見込額が140万円未満の者</li> <li>・本人の預貯金が100万円未満の者</li> <li>・過去の保険料に未納のない者</li> <li>・自己の居住用以外に活用できる資産を所有していないこと</li> <li>・市民税課税者に扶養されていない者</li> </ul>	

16. 行政連絡機構の取扱い (No.24)

◆合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討する。

行政連絡機構

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
行政連絡機構	●連絡員制度 (設置)村行政の効率的効果を挙げ、村の自主的発展を期するため、地区自治会に連絡員を置く。	該当なし	合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討する。
行政連絡機構への助成	●浜益村連絡員手当 (内容)自治会の自治活動推進、行政諸用務の遂行を高めるため、活動費として支給。	該当なし	合併時現行のとおりとし、新市において制度の在り方に合わせ検討する。

17. 公社・第三セクター等の取扱い (No.25)

- ◆石狩市公務サービス株式会社及び厚田村公務サービス株式会社については、現行のとおりとし、合併後に新市において統廃合等の働きかけなどについて検討する。
- ◆株式会社石狩振興公社については、現行のとおりとする。
- ◆石狩市土地開発公社は、合併時までに債務債権を厚田村土地開発公社から引継ぎ、厚田村土地開発公社は解散するものとする。

## 18. 各種事務事業の取扱い (No.26)

### 1) まちづくり関係 (No.26-1)

#### ① まちづくり関係 (No.26-1-1)

- ◆ 合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆ 総合計画については、新市において速やかに策定する。
- ◆ 生活交通路線維持確保事業については、現行のとおりとする。
- ◆ 厚田村の児童生徒派遣事業については、新市において検討する。
- ◆ 担い手支援及びまちづくりに関する助成については、新市において再編に向けて検討する。

#### 生活交通路線維持確保事業

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
生活交通路線	該当なし	系統：1系統 (地下鉄麻生駅 ⇄ 緑苑台 ⇄ 石狩庁舎前)	現行のとおりとする。
準生活交通路線	系統：1系統 (札幌ターミナル ⇄ 濃昼) 村負担：42万円	該当なし	
市町村生活バス路線	系統：18系統(村内) 2系統(滝川・浜益) 村負担：1,538万円	該当なし	

#### 児童生徒の国内外派遣事業

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
派遣事業	● 浜益村人材育成研修・派遣事業 場所：ハワイ 対象：中学2年生(全員) 時期：毎年7月(夏休み期間中) 期間：4泊6日	● 厚田村子ども親善大使派遣事業 場所：石川県門前町 対象：中学2年生(全員) 時期：毎年5月 期間：3泊4日	● 沖縄県恩納村交流事業 場所：沖縄県恩納村 対象：中学生25人(選考) 時期：隔年10月頃 期間：3泊4日	新市においては、沖縄県恩納村との交流を引き続き実施する。厚田村の派遣事業は新市において検討するものとし、浜益村のハワイへの派遣事業は合併時に廃止する。

#### まちづくりに関する補助金等

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
地域総合整備資金貸付	該当なし	該当なし	● 石狩市地域総合整備資金貸付 (内容)地域振興に資する民間事業活動を行う企業等を支援。 ・ 事業費の20%以内ほか ・ 貸付金額 6億円～500万円 ・ 貸付期間 15年以内 (据置5年以内) ・ 利息 無利子	合併時に石狩市の制度に合わせる。
担い手支援助成	● 浜益村担い手支援助成 (1)定住奨励金 (2)就職祝金 (3)住宅新築等助成金 (4)結婚祝金	該当なし	該当なし	新市において再編に向けて検討する。
まちづくりに関する助成	● 浜益村人材育成・派遣事業助成 (ハワイ研修を除く) ・ 事業費の2/3以内 ● 浜益村活性化推進事業助成 ・ 事業費の2/3以内	該当なし	該当なし	

2) 行財政専門部会関係(No.26-2)

① 姉妹都市・国際交流関係(No.26-2-1)

◆石狩市の提携する姉妹都市(カナダ:キャンベルリバー市 ロシア:ワニノ市 中国:彭州市)の交流については現行のとおりとし、厚田村の提携する友好町村(石川県門前町)については、合併後に新市において検討する。

② 特別職関係(No.26-2-2)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定める。  
 ◆在任特例適用期間において在任する浜益村及び厚田村の議会議員の報酬等については、合併前の浜益村及び厚田村の一般議員の報酬等によるものとする。

特別職・議員・各種委員の報酬等 (単位:円)

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
特別職	村長 月額 767,000 [729,000] 助役 月額 628,000 [610,000] 教育長 月額 575,000 [564,000]	村長 月額 810,000 助役 月額 700,000 教育長 月額 610,000	市長 月額 920,000 [736,000] 助役 月額 735,000 [624,750] 収入役 月額 644,000 [579,600] 常任監査委員 月額 590,000 [531,000] 教育長 月額 644,000 [579,600]	合併時に石狩市の制度に合わせる。ただし、地域自治区の区長の報酬等については、2村の意見を聴いた上で石狩市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。
議員	議長 月額 251,000 副議長 月額 219,000 常任委員長 月額 199,000 議会運営委員長 月額 199,000 議員 月額 188,000	議長 月額 279,000 副議長 月額 240,000 常任委員長 月額 221,000 議会運営委員長 月額 221,000 議員 月額 211,000	議長 月額 439,000 副議長 月額 383,000 議員 月額 336,000	在任特例適用期間において在任する浜益村及び厚田村の議会議員の報酬等については、合併前の浜益村及び厚田村の一般議員の報酬等によるものとする。
審査会等委員	会長 日額 6,600 委員 日額 6,100	会長 日額 7,000 委員 日額 6,500	会長 日額 6,900 委員 日額 6,100	合併時に石狩市の制度に合わせる。ただし、地域自治区の地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定める。
その他特別職 非常勤職員	月額 400,000 以内 日額 6,100 以内	月額 250,000 以内 日額 —	月額 300,000 以内 日額 10,000 以内	

※区分の特別職〔 〕内の金額は、平成16年6月30日現在、実際に支給されている金額。



③ 職員関係 (No.26-2-3)

◆給与制度、任免関係事務、その他職員関係事務について、合併時に石狩市の制度に合わせる。

④ 情報関係 (No.26-2-4)

◆地籍成果関係手数料等について、合併時に石狩市の制度に合わせる。

地籍成果関係手数料(証明等手数料)

区分	浜 益 村	石 狩 市	差 額
地籍成果 関係 手数料	地籍図複写 500円 /1枚	地籍図複写 600円 /1枚	▲ 100円 /1枚
	地籍細部点成果閲覧 100円 /1点	地籍細部点成果閲覧 150円 /1点	▲ 50円 /1点
	地籍図閲覧 200円 /1筆	地籍図閲覧(原図) 600円 /1筆	▲ 400円 /1筆
	地籍簿閲覧 200円 /1筆	地籍簿閲覧 250円 /1筆	▲ 50円 /1筆
	その他の複写及び証明 500円 /1件	その他の証明 600円 /1件	▲ 100円 /1件
	地籍図根三角点網図複写 1,000円 /1枚	その他の複写 600円 /1枚	▽ 400円 /1枚
	地籍図根三角点成果複写 1,000円 /1枚		▽ 400円 /1枚
	地籍図根多角点網図複写 1,000円 /1枚		▽ 400円 /1枚
	地籍図根多角点成果複写 2,000円 /1路線		▽ 1,400円 /1路線
	地籍細部点成果複写 1,000円 /1枚		▽ 400円 /1枚
	地籍図根三角点網図閲覧 500円 /1枚	その他の閲覧 350円 /1枚	▽ 150円 /1枚
	地籍図根三角点成果閲覧 500円 /1点		▽ 150円 /1点
	地籍図根多角点網図閲覧 500円 /1枚		▽ 150円 /1枚
	地籍図根多角点成果閲覧 300円 /1点		▲ 50円 /1点
	公共基準点網図複写 1,200円 /1枚		
	公共基準点網図閲覧 600円 /1枚		
	公共基準点複写 600円 /1枚		
	面積計算簿複写 600円 /1枚		

⑤ 電算システム関係 (No.26-2-5)

◆住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に支障をきたさないよう、石狩市のシステムに統合する。

主な電算システム

区 分	具体の取扱い
戸籍、住民基本台帳、医療給付、国民健康保険、福祉、各種税、選挙、教育に関するシステムなど	住民の生活と密接に関係している事務であり、支障のない住民サービスの提供及び事務の効率化を図る上で欠くことのできない電算システムであることから合併時まで石狩市のシステムに統合する。
医療事務、防災、図書館、下水道地理情報、例規検索に関するシステムなど	住民サービスの提供及び事務の効率化に必要があることから、合併後、段階的に石狩市のシステムに統合する。

⑥ 広報広聴関係(No.26-2-6)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。

広報広聴事業

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
広 報 紙	「広報はまます」 ・発行 毎月 ・構成 A4版12頁程度	「広報あつた」 ・発行 毎月 ・構成 A4版10頁程度	「広報いしかり」 ・発行 毎月 ・構成 A4版36頁程度	合併時に石狩市の制度に合わせる。 なお、地域情報への配慮や合併前の2村での広報内容を考慮するものとする。
広 報 紙 等	「村民カレンダー」 ・発行 年1回 ・構成 4～3月の1年度	「厚田村くらしの便利帳」 ・発行 平成9年 ・構成 A4版20頁	「石狩市くらしの便利帳」 ・発行 年1回 ・構成 A4版68頁程度	
要 覧	「浜益村政要覧」 ・発行 不定期 ・構成 本編 A4版32頁程度 資料 A4版16頁程度	「厚田村政要覧」 ・発行 不定期 ・構成 本編 A4版32頁程度 資料 A4版28頁程度	「石狩市政要覧」 ・発行 4年に1回 ・構成 本編 A4版48頁程度 資料 A4版20頁程度	
ホームページ	「浜益村ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.vill.hamamasu.hokkaido.jp">http://www.vill.hamamasu.hokkaido.jp</a>	「厚田村ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.vill.atsuta.hokkaido.jp">http://www.vill.atsuta.hokkaido.jp</a>	「石狩市ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.city.ishikari.hokkaido.jp">http://www.city.ishikari.hokkaido.jp</a>	
記 録 映 画	該当なし	該当なし	(内容)市の進展状況等を毎年記録しておき数年に一度PR用としてビデオ、DVDを制作。	
市民レポーター	該当なし	該当なし	(内容)市民参加の広報紙「づくり」を目的とし実施。 ・対象/市民及び市内に通勤する者	
定例市長会見	該当なし	該当なし	(内容)市民への情報提供の一つとして実施。 ・実施日/毎月第1木曜日(原則)	
無 線 広 報	該当なし	(内容)防災行政無線を利用し、村民へ情報提供。 ・実施日/毎週火曜日 12:28及び19:28	該当なし	現行のとおり
市村長室開放	事業としては行っていないが、村長が対応できる場合には、面談することができる。	事業としては行っていないが、村長が対応できる場合には、面談することができる。	(目的)市長が市民と積極的に対話し、相互の理解を深め、市民と一体のまちづくりを推進。 ・開放日/毎月第1水曜日	合併時に石狩市の制度に合わせる。
住民懇談会	(目的)村民の意見・要望等の聴取、また村政についての説明などを行う。 ・実施時期/毎年7月～12月	(目的)村民の意見・要望等の聴取、また村政についての説明などを行う。 ・実施時期/毎年11月上旬～12月上旬	(目的)村民の意見・要望等の聴取、また村政についての説明などを行う。 ・実施時期/毎年1月	

⑦ 防災関係(No.26-2-7)

- ◆合併時に新たな地域防災計画及び水防計画を策定し、災害時に備え防災体制を整えておく。
- ◆防災行政無線については、合併後に地域の実情を明確に把握し、施設整備を図る。  
なお、整備されている間において災害等の対応が必要となった場合は、北海道総合行政ネットワークまたは消防無線を利用する。

⑧ 消防署・消防団関係 (No.26-2-8)

- ◆消防署については、合併時に石狩市消防署に統合し、浜益消防署は支署とする。  
(運営体制は現行のとおり)
- ◆消防団については、合併後に組織の再編を含め協議・調整し、石狩消防団の体制に合わせていく。

⑨ 財政関係 (No.26-2-9)

- ◆事務内容に大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。

⑩ 契約・出納関係 (No.26-2-10)

- ◆入札、契約、検査、出納事務については、大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆指定金融機関(札幌信用金庫)は現行のとおりとし、浜益村の収納事務取扱機関は、石狩市の収納代理機関として追加指定する。

① 税関係 (No.26-2-11)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、補助金等については助成しないものとする。

手数料等

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い	
証明等 手数料	市・村民 税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業に関する証明 350円/個人1件 500円/法人1件</li> <li>・自動車の臨時運行の許可 750円/1件</li> <li>・所得及び課税に関する証明 350円/1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業に関する証明 450円/個人1件</li> <li>・自動車の臨時運行の許可 750円/1件</li> <li>・所得及び課税に関する証明 350円/1件</li> </ul>	ほとんど差がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。
	固定資産 税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用家屋の証明申請 350円/1件</li> <li>・土地、家屋の評価に関する証明 350円/1筆又は1棟</li> <li>・その他資産に関する証明 350円/1件</li> <li>・納税に関する証明 350円/1件</li> <li>・その他租税、公課に関する証明 350円/1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用家屋証明申請の審査 1300円/1件</li> <li>・土地、建物その他資産に関する証明 350円/1筆・1棟・1件</li> <li>・租税又は公課に関する証明 350円/1件</li> </ul>	
	<該当なし>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公簿及び図面の閲覧 250円/1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地台帳又は家屋台帳の複写 350円/1件</li> <li>・土地台帳又は家屋台帳の閲覧 250円/1件</li> <li>・固定資産税課税台帳の閲覧 250円/1件</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の証明 350円/1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の証明 350円/1件</li> </ul>		

補助金等

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
納税貯蓄組合 補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜益村納税貯蓄組合等補助金</li> <li>●納税貯蓄組合交付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石狩市納税貯蓄組合等補助金</li> </ul>	新市として実施する必要性及び一体性確保の観点から、新市においては助成しない。
農業所得協力 委員会補助金	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業所得協力委員会補助金</li> </ul>	新市においては助成しない。

⑫ 行政委員会関係 (No.26-2-12)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、手数料等のうち、嘱託登記手数料については、厚田村の制度に合わせる。

委員会等

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
教育委員会	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 月額 39,000円 委員 月額 30,000円	委員数 5名 任期 4年 報酬 委員長 月額 52,000円 委員 月額 43,000円	合併時に石狩市の委員会等に合わせる。 なお、浜益村の委員は、任期等の特例措置がないことから身分を失う。
選挙管理委員会	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 日額 6,600円 委員 日額 6,100円	委員数 4名 任期 4年 報酬 委員長 月額 36,000円 委員 月額 31,000円	
監査委員 (常勤監査委員は除く)	委員数 有識見者 1名 議会選出 1名 任期 4年 報酬 有識見者 月額 55,000円 議会選出 月額 28,000円	委員数 有識見者(常勤監査) 1名 議会選出 1名 任期 4年 報酬 有識見者 月額 590,000円 議会選出 月額 41,000円	
固定資産評価審査委員会	委員数 3名 任期 3年 報酬 委員長 日額 6,600円 委員 日額 6,100円	委員数 3名 任期 3年 報酬 委員長 日額 6,900円 委員 日額 6,100円	

手数料等

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
農業委員会 所管に係る 証明等	●現地調査を要するもの ・3,000㎡まで 2,000円/1筆 ・3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆 ●現地調査を要しないもの 350円/1件	●現地調査を要するもの ・3,000㎡まで 2,000円/1筆 ・3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆 ●現地調査を要しないもの 350円/1件	●現地調査を要するもの ・3,000㎡まで 2,000円/1筆 ・3,000㎡以上1,000㎡毎に 200円/1筆 ●農地転用許可表示板 600円/1枚 ●その他の証明 450円/1件	手数料に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。  受益者からの応分の負担は必要であることから、合併時に厚田村の制度に合わせる。
	該当なし	●農用地利用増進に関する嘱託登記手数料 ・土地の表示の変更の登記 3,500円/1筆 1筆増す毎に 300円/1筆 ・登記名義人の表示の変更 更正の登記 3,500円/1筆 1筆増す毎に 300円/1筆 ・所有権移転登記(相続除く) 6,500円/1筆 1筆増す毎に 300円/1筆	該当なし	

⑬ 行政庶務関係 (No.26-2-13)

- ◆ 合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆ 表彰については、合併後速やかに再編し、制度化を図る。
- ◆ 民有地の借入れは、現行のとおりとする。
- ◆ ISO認証取得事務については、合併後に石狩市の制度に合わせる。

表彰

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
功 勞 章	該当なし	●厚田村功勞章	該当なし	3市村における表彰の内容や対象となる年数及び基準等に差異があることから、合併後速やかに再編し、制度化を図る。
功 勞 表 彰	●浜益村功勞表彰	●厚田村功勞表彰	●石狩市功勞表彰	
善 行 表 彰	●浜益村善行表彰	●厚田村善行表彰	●石狩市善行表彰	
市 民 芸 術 文 化 賞	該当なし	該当なし	●石狩市民芸術文化賞	合併時に石狩市の制度に合わせる。
市 民 ス ポ ー ツ 賞	該当なし	該当なし	●石狩市民スポーツ賞	

3) 住民福祉専門部会関係(No.26-3)

① 市民活動関係(No.26-3-1)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆集会所関係補助金については、合併時に再編する。  
 また、町内会補助金、保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整する。  
 ◆コミュニティセンター管理のうち、使用料については、算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止する。  
 ◆集会所管理のうち、使用料については、利用料金制とし、各会館運営委員会において設定する。

補助金等

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
町内会補助金	●浜益村自治会連合会助成金	●地区自治連合会助成金	●石狩市連合町内会連絡協議会補助金	合併後新市において調整する。
街路灯関係補助金	●街路灯助成金 ・設置費 新設経費 50%以内 ・維持費 電気料 70% ・改良費 器具取替 50%以内	●街路灯補助金 ・設置費 なし 村設置 ・維持費 電気料 80% 修繕料 100%	●街路灯組合補助金 ・設置費 60%以内 ・維持費 電気料、修繕料、消耗品等 60%以内	街灯、街路灯、防犯灯の区分を明確にし、合併時に石狩市の制度に合わせる。
集会所関係補助金	●地区自治会館運営費助成金 ・電気料、燃料費、水道料、その他維持補修費的なもの	●地区自治連合会助成金 ・電気料、燃料費、水道料、その他維持補修費的なもの	該当なし	合併時に再編し、委託費相当額を助成する。
人権擁護委員協議会補助金	該当なし	該当なし	●札幌人権擁護委員協議会石狩支部補助金	合併時に石狩市の制度に合わせる。
消費者協会補助金	該当なし	該当なし	●石狩消費者協会運営事業補助金	
暴力追放運動推進協議会補助金	該当なし	該当なし	●石狩市暴力追放運動推進協議会補助金	
生活安全モデル地域活動推進事業補助金	該当なし	該当なし	●石狩市生活安全モデル地域活動推進事業補助金	
交通安全運動事業交付金	該当なし	該当なし	●特色ある交通安全事業に係る交付金	
保護司会補助金	●滝川地区保護司会 浜益分区補助金	該当なし	●札幌北地区保護司会 石狩分区補助金	団体の統廃合の状況に応じ、合併後に新市において調整する。
防犯協会補助金	●浜益村防犯協会助成金 ●浜益村沿岸防犯協会助成金 ●滝川地区防犯協会助成金	●厚田地区、望来地区 防犯協会補助金	●石狩市防犯協会連合会 補助金	
交通安全推進委員会補助金	●浜益村交通安全推進 委員会補助金	●厚田村交通安全推進 委員会補助金	●石狩市交通安全推進 委員会補助金	
交通安全協会補助金	●滝川地区交通安全協会 補助金	●札幌北交通安全協会 厚田支部補助金	●札幌北交通安全協会 石狩支部補助金	
交通傷害保険助成金	該当なし	●厚田村民交通傷害保険 助成金	該当なし	

市民活動(つづき)

コミュニティセンター管理

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
施設	①ふれあいセンターきらり ②浜益村ふるさと塾 ③浜益村林業研修センター ④浜益村基幹集落センター	①厚田村総合センター ②交流センターみなくる	①花川北コミュニティセンター ②花川南コミュニティセンター ③八幡コミュニティセンター	2村の施設をコミュニティセンターと位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせる。 また、使用料についても算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止する。
管理形態	全施設 直営 管理の一部を委託	全施設 直営 管理の一部を委託	全施設 直営 管理の一部を委託	

集会所管理

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
施設	①床丹会館 ②実田会館 ③御料地会館 ④送毛会館 ⑤千代志別会館 ⑥毘砂別生活館 ⑦幌生活館 ⑧生活改善センター	8会館	25会館	2村の施設を集会所と位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせる。また、管理形態については2村に会館運営委員会の設置を働きかけ、委託方式とする。使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定する。
管理形態	全施設 直営 管理の一部を委託	全施設 直営 管理の一部を委託	全施設 直営 管理の一部を委託	

市民プール管理

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
施設	該当なし	該当なし	石狩市民プール	合併時に石狩市の制度に合わせる。
管理形態			委託 石狩市公務サービス(株)	

火葬場管理

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
施設	該当なし (各自治会管理4箇所)	厚田村火葬場	石狩市火葬場	合併時に石狩市の制度に合わせる。
管理形態		直営 管理の一部を委託	直営 管理の一部を委託	



② 戸籍・住民基本台帳関係(No.26-3-2)

- ◆法律に基づく事務事業であり、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆市民証等交付事務(市民証・市民カード)については、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆住民票交付手数料等証明手数料については、大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。

戸籍・住民基本台帳関係証明等手数料

区 分	浜 益 村		石 狩 市		差 額
① 印鑑証明	1通	300 円	1通	350 円	▲ 50 円
② 印鑑登録証再交付	1件	300 円	1件	350 円	▲ 50 円
③ 住民票の写し	1通	300 円	1通	250 円	▽ 50 円
④ 住民票記載事項証明書	1通	300 円	1通	250 円	▽ 50 円
⑤ 戸籍謄本・抄本(全部・個人事項証明)	1通	450 円	1通	450 円	0 円
⑥ 除籍謄本・抄本	1通	750 円	1通	750 円	0 円
⑦ 戸籍記載事項証明書	1件	350 円	1件	350 円	0 円
⑧ 除籍記載事項証明書	1件	450 円	1件	450 円	0 円
⑨ 戸籍附票の写し	1通	300 円	1通	250 円	▽ 50 円
⑩ 身分証明書	1通	300 円	1通	350 円	▲ 50 円
⑪ 届出受理証明書	1通	350 円	1通	350 円	0 円
⑫ 届出受理証明書(上質紙)	1通	1,400 円	1通	1,400 円	0 円
⑬ 届書の記載事項証明書	1通	350 円	1通	350 円	0 円
⑭ 登録原票記載事項証明書	1通	300 円	1通	250 円	▽ 50 円
⑮ 不在住不在証明	1通	300 円	1通	350 円	▲ 50 円
⑯ 住民票(閲覧)	1件	300 円	1件	250 円	▽ 50 円
⑰ いしかり市民カードの再交付		-	1件	250 円	
⑱ 住民基本台帳カードの交付・再交付	1件	500 円	1件	500 円	0 円

③ 医療給付関係(No.26-3-3)

- ◆「老人保健医療給付事業」は法律に基づく事務事業であり、差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆「乳幼児医療給付事業」・「重度心身障害者医療給付事業」・「母子家庭等(ひとり親家庭等)医療給付事業」・「老人医療給付特別対策事業」は北海道医療給付事業であり、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆「乳児・児童及び生徒歯科医療費助成事業」は浜益村のみの制度であり、合併時に廃止する。

④ 社会福祉関係 (No.26-3-4)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。

社会福祉関係団体(公共的団体等)

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
関係団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人 浜益村社会福祉協議会</li> <li>●日本赤十字社北海道支部石狩支庁地区浜益村分區</li> <li>●浜益村献血友の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人 石狩市社会福祉協議会</li> <li>●日本赤十字北海道支部石狩市地区</li> <li>●石狩市献血推進協議会</li> </ul>	新市の一体性の確保のため、統合・再編等を働きかける。

補助金等

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
民生委員児童委員協議会補助金	●浜益村民生委員児童委員協議会補助金	●石狩市民生委員児童委員連合協議会補助金	補助内容にほとんど差がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。
社会福祉協議会補助金	●浜益村社会福祉協議会補助金	●石狩市社会福祉協議会補助金	
遺族会補助金	●浜益村遺族会補助金	●石狩市遺族会補助金	
社会福祉法人等助成金	●浜益村社会福祉法人助成	●石狩市社会福祉法人等助成	
民間社会福祉施設等整備補助金	該当なし	●石狩市民間社会福祉施設等整備費補助金	合併時に石狩市の制度に合わせる。
まちかどサポートセンター運営支援事業補助金	該当なし	●まちかどサポートセンター運営支援事業助成	
ウタリ住宅新築資金等貸付	該当なし	●石狩市ウタリ住宅新築資金等貸付	
生活困窮者生活つなぎ資金貸付	●浜益村生活困窮者生活つなぎ資金貸付	該当なし	北海道社会福祉協議会及び石狩市社会福祉協議会に同様の貸付制度があることから、合併時に廃止する。

⑤ 高齢者・障害者福祉関係(No.26-3-5)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆補助金等のうち、高齢者(老人)クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会、心身障害者父母の会補助金については、団体の統廃合の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとし、聴力障害者の会、ひまわり手話の会、障害老人と共に歩む会、ふれあい広場タンポポのはら補助金については、現行のとおりとする。  
 ◆高齢者、障害者福祉関係事業のうち、高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業、保養センター等入浴券交付事業については、合併後に新市において調整する。  
 ◆福祉施設管理事務のうち、高齢者活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、シルバーホームについては、浜益村の制度に合わせる。

高齢者・障害者福祉関係団体(公共的団体等)

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体的取扱い
関係団体	●浜益村老人クラブ連合会	●石狩市高齢者クラブ連合会 ●石狩市手をつなぐ親の会	新市の一体性の確保のため、類似する団体について、統合・再編を働きかける。
	該当なし	●聴力障害者協会 ●ひまわり手話の会 ●障害老人と共に歩む会 ●ふれあい広場タンポポのはら	現行のとおり
	●北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部浜益分会	●石狩市身体障害者福祉協会	北海道身体障害者協会の組織規定により、統合となる。

補助金等

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体的取扱い
補助金等	該当なし	●石狩市ふれあい雪かき運動助成金 ●石狩市家族介護者ヘルパー受講支援事業助成金 ●石狩市身体障害者自動車運転免許取得費補助金	合併時に石狩市の制度に合わせる。
	●浜益村高齢者クラブ連合会補助金 ●北海道身体障害者福祉協会石狩支庁支部浜益分会補助金	●石狩市高齢者クラブ連合会補助金 ●石狩市身体障害者福祉協会補助金 ●石狩市手をつなぐ親の会補助金	団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整する。
	該当なし	●聴力障害者協会補助金 ●ひまわり手話の会補助金 ●障害老人と共に歩む会補助金 ●ふれあい広場タンポポのはら補助金	現行のとおり

福祉施設管理事務

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体的取扱い
福祉施設	該当なし	●総合保健福祉センター ●老人デイサービスセンター	合併時に石狩市の制度に合わせる。
	●高齢者生活福祉センター ●特別養護老人ホーム ●痴呆性高齢者グループホーム ●シルバーホーム	該当なし	合併時に浜益村の制度に合わせる。

⑥ 児童母子福祉関係(No.26-3-7)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆出産祝金制度については、子育てに対する支援の充実や環境の整備に重点を置くこととし、合併時に廃止する。

出産祝金制度

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
出産祝金	●浜益村のぞみ祝金 第3子目以降、新たに扶養した子1人につき 50万円	●厚田村健やか赤ちゃん祝金 出生児1子につき 10万円	該当なし	子育てに対する支援の充実や環境の整備に重点を置くこととし、合併時に廃止する。

児童母子関係事務

区分	石狩市	浜益村	厚田村	具体の取扱い
主な事業	●児童館 6施設 ●こども発達支援センター事業 ●地域子育て支援センター運営事業 ・子育て相談 ・子育てサロン ・子育て講座 ・よちよちサロン など ●こども相談センター家庭相談事業	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせる。

⑦ 保育所関係(No.26-3-8)

- ◆へき地保育所運営事業について、
- ・入所年齢は、合併時は現行のとおりとする。
- ・保育時間は、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ・保育料は、合併後に新市において調整する。(当面の間は現行どおり)
- ・延長保育料は、30分150円(月額限度額3,000円)とする。

へき地保育所(はまます保育所)運営事業

区分	浜益村(現行)	石狩市(現行)	具体の取扱い
入所年齢	満3歳以上	満1歳以上	早急な施設整備が困難なことから、合併時は現行のとおり。
保育時間	平日 8:30~16:00 夏・冬休み あり	平日 8:00~17:00 土曜 8:00~12:00 夏・冬休み なし	合併時に石狩市の制度に合わせる。
保育料	保育料 月額 6,500円 延長保育料 無料 土曜保育料 無料	保育料 月額 12,000円	合併後、新市において調整。(当面の間は現行どおり) 延長保育料を有料とする。 30分150円(月額限度額3,000円)

⑧ 健康づくり関係(No.26-3-9)

- ◆「予防接種事業」・「結核予防事業」については事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆「救急医療」・「補助金等」・「健康フェスタ事業」については浜益村に制度がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- なお、浜益村で行っている「保健師職員養成奨学金貸付事業」は、石狩市に制度はなく合併時に廃止する。

⑨ 保健サービス関係 (No.26-3-10)

- ◆「各種健康診査事業」・「各種検診事業」は、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆「健康教育」・「健康相談」・「訪問指導事業」は、合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、「耳の健康相談事業」については、地域性を考慮し浜益村において現行のとおりとする。
- ◆その他の保健サービスについては、合併時に石狩市の制度に合わせる。

健康診査事業及び検診事業 自己負担額等一覧表

事業名	内容	自己負担額(円)		対象年齢		自己負担増減額(円)	
		浜益村	石狩市	浜益村	石狩市		
健康診査事業	一般健康診査	-	※ 500	-	18～39歳	-	
	節目健康診査	男性	-	※ 2,500	-	40,45,50,55,	-
		女性	-	※ 4,000	-	60,65,70歳	-
	老人保健事業基本健康診査	※ 500	※ 500	40歳以上	40歳以上	0	
乳幼児健康診査	0	0	乳幼児	乳幼児	0		
検診事業	乳幼児歯科検診	フッ素塗布(一顎)	150	0	概ね1歳から 就学前児	歯が生えてから	▽ 150
		フッ素塗布(二顎)	300	0		4歳0ヶ月児	▽ 300
		サホライド塗布	200	0			▽ 200
	骨粗しょう症検診	2,000	※ 500	全村民	18～59歳の女性	▽ 1,500	
	肝炎ウイルス検診	HCV及びHBs	0	※ 700	40,45,50,55, 60,65,70歳	40,45,50,55, 60,65,70歳	▲ 700
		HCVのみ	0	※ 570			▲ 570
		HBsのみ	0	※ 130			▲ 130
	胃がん検診	39歳以下	※ 500	※ 2,000	40歳以上	30歳以上	▲ 1,500
		40歳以上	※ 500	※ 1,500			▲ 1,000
	大腸がん検診		※ 500	※ 1,000	40歳以上	40歳以上	▲ 500
	肺がん検診		※ 500	※ 500	40歳以上	40歳以上	0
		喀痰検査	※ 500	※ 1,000			▲ 500
	乳がん検診	視触診	※ 500	※ 1,300	30歳以上の女性	30歳以上の女性	▲ 800
		マンモグラフィ	※ 1,300	※ 1,200			▽ 100
子宮がん検診	頸部	※ 500	※ 1,500	30歳以上の女性	30歳以上の女性	▲ 1,000	
	体部	※ 500	※ 1,000			▲ 500	

※上記の自己負担額のうち、「※」の記載がある事業は無料となる対象があります。

【浜益村】～国保加入者・生活保護世帯

【石狩市】～満70歳以上・老人保健医療受給者・国保加入者・生活保護世帯・市民税非課税世帯

具体の取扱い	合併時に石狩市の制度に合わせる
--------	-----------------

健康教育・健康相談・訪問指導事業

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
健康増進事業(健康づくり教室など)	制度なし	制度あり	合併時に石狩市の制度に合わせる。
個別健康教育	〃	〃	
両親教室	〃	〃	
マタニティスクール	〃	〃	
子育て教室・離乳食教室	制度あり	〃	
療法相談	制度なし	〃	
訪問歯科指導	〃	〃	
在宅寝たきり者(児)訪問歯科検査	〃	〃	
耳の健康相談	制度あり	制度なし	現行のとおりとする。

その他の事業(保健サービス)

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
パワーリハビリテーション事業	制度なし	制度あり	合併時に石狩市の制度に合わせる。
理学療法コース	〃	〃	
作業療法コース	〃	〃	

⑩ 環境対策関係 (No.26-3-11)

◆環境保全事務、公害関係事務、畜犬事務、飼養動物取扱事務など、事務内容に大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。

⑪ ごみ対策関係 (No.26-3-12)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆補助金等のうち、衛生団体連合会補助金及び食品衛生協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整する。
- ◆ごみ収集のうち、家庭系廃棄物については、現行のとおりとする。  
ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせる。
- ◆し尿収集については、収集運搬手数料の調整が必要なことから、合併した翌年度に再編を申し入れるものとする。
- ◆廃棄物処理計画については、合併した翌年度に再編する。

補助金・手数料等

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
衛生団体連合会補助金	該当なし	●石狩市衛生団体連合会補助金	団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整する。
食品衛生協会補助金	●石狩地方食品衛生協会浜益支部補助金	●石狩地方食品衛生協会石狩支部補助金	
集団資源回収奨励金	該当なし	●石狩市集団資源回収奨励金 ・実施団体～町内会、婦人会、PTA等 ・資源物～新聞、雑誌、ダンボール等 ・改修重量1kgあたり～5円	合併時に石狩市の制度に合わせる。
生ごみ処理機等購入費補助金	●浜益村ごみ処理容器設置補助金 コンポスト ・100%以上が対象(電動は対象外) ・購入価格の1/2以内(上限:3,500円)	●石狩市生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機購入助成(～H17時限事業) ・電動～1/2以内(上限:20,000円) ・電動以外～1/2以内(上限:2,000円)	
事業系資源物処理手数料	該当なし	●石狩市リサイクルプラザ事業系資源物処理手数料～びん、缶、ペットボトル 10kgにつき～70円	

ごみ収集

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
家 庭 系 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集～委託事業者による収集</li> <li>・収集方式～ステーション収集方式</li> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月1回</li> <li>燃やせないごみ 週1回</li> <li>乾電池 月1回</li> <li>(粗大ごみ収集日と同じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集～委託事業者による収集</li> <li>・収集方式～ステーション収集方式</li> <li>可燃ごみ 週2回</li> <li>不燃ごみ 週1回</li> <li>粗大ごみ 月2回</li> <li>燃やせないごみ 週1回</li> <li>資源物 週1回</li> <li>・収集方式～拠点回収方式</li> <li>乾電池 61箇所</li> <li>古着古布 18箇所</li> </ul>	家庭系廃棄物については、現行のとおり。ただし、ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年の翌年度に石狩市の制度に合わせる。
事 業 系 一 般 廃 棄 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集～委託事業者による収集</li> <li>・収集方式～ステーション収集(指定袋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集～許可事業者による収集</li> <li>・収集方式～戸別収集(指定袋)</li> </ul>	

資源物のリサイクル

区 分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
資 源 物 の リ サ イ ク ル	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集～委託事業者による収集</li> <li>・収集方式～ステーション収集方式</li> <li>・収集日～週1回</li> <li>・対象品目～びん、缶、ペットボトル</li> </ul>	合併時に石狩市の制度に合わせる。

⑫ 住民福祉庶務関係(No.26-3-13)

- ◆火葬許可事務など、事務内容に大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆国民年金事務、計量検定事務は法律に基づく事務であり、事務内容に大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。

4) 経済産業専門部会関係 (No.26-4)

① 農業関係 (No.26-4-1)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆補助金等のうち、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編する。  
 ◆牧野管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせる。  
 ◆中山間地域等直接支払事務については、合併時に厚田村の制度に合わせる。

関係団体(公共的団体等)

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
関係団体	●北石狩農業協同組合 構成:浜益村、厚田村、 当別町 平成11年2月1日合併	●北石狩農業協同組合 構成:浜益村、厚田村、 当別町 平成11年2月1日合併	●石狩農業協同組合 構成:石狩市	合併後に必要 に応じ統合の 働きかけを検 討する。

補助金等

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
産業振興 奨励補助金	●浜益村産業振興奨励 補助金	●厚田村産業振興奨励 補助金	●石狩市産業振興奨励 補助金	合併時に石狩 市の制度に合 わせる。
担い手支援 助成金	●浜益村担い手支援 助成金  (1) 後継者育成助成金 (2) 体験就業奨励金 (3) 体験就業受入奨励金	該当なし	該当なし	新市においても 重要な課題であ ることから、新 規参入者及び後 継者育成の支援 として、技術取 得研修に要する 経費の助成や農 協等からの資金 借入に対する利 子補給などを検 討し、合併時に 再編する。
産業振興 資金貸付	●浜益村産業振興資金 貸付	●厚田村産業振興資金 貸付  ●厚田村農林漁業特別 振興資金貸付	該当なし	新たな融資及び 利子補給制度な どを検討し、合 併時に再編す る。

市民農園管理事業

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
施設	該当なし	該当なし	石狩市市民農園	合併時に石狩 市の制度に合 わせる。
貸付期間			5月1日～10月31日	
賃貸料			1㎡あたり 200円	

牧野管理事業

区 分	浜 益 村	厚田村	石狩市	具体の取扱い	
施設	実田地区 302 ha 群別地区 128 ha		該当なし	新市において も牧野の管理 運営は必要で あり、合併時 に浜益村の制 度に合わせ る。	
使用料等	区 分	村内	村外		
	放牧料 (1頭あたり)	牛18ヶ月以上	180円		280円
		牛18ヶ月未満	130円		230円
		牛6ヶ月未満	90円		190円
捕獲料(1回あたり)			2,520円		
乾草料			時価		



② 水産業関係 (No.26-4-2)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆補助金等のうち、漁業近代化資金利子補給事業については、厚田村の制度に合わせるものとし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編する。  
 ◆共同船揚場管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせる。

関係団体(公共的団体等)

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
関係団体	●石狩湾漁業協同組合 構成:浜益村・厚田村・石狩市 平成16年1月1日合併			現行のとおりとする

補助金等

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
産業振興奨励補助金	●浜益村産業振興奨励補助金	●厚田村産業振興奨励補助金	●石狩市産業振興奨励補助金	合併時に石狩市の制度に合わせる。
漁業活性化資金利子補給金	該当なし	該当なし	●石狩市漁業活性化資金利子補給金	
漁業近代化資金利子補給金	●浜益村漁業近代化資金利子補給金 ・年利 1%以内	●厚田村漁業近代化資金利子補給金 ・年利 1%以内	該当なし	合併時に厚田村の制度に合わせる。
担い手支援助成金	●浜益村担い手支援助成金  (1) 後継者育成助成金 (2) 体験就業奨励金 (3) 体験就業受入奨励金	該当なし	該当なし	新市においても重要な課題であることから、新規参入者及び後継者育成の支援として、技術取得研修に要する経費の助成や農協等からの資金借入に対する利子補給などを検討し、合併時に再編する。
産業振興資金貸付	●浜益村産業振興資金貸付	●厚田村産業振興資金貸付 ●厚田村農林漁業特別振興資金貸付	該当なし	新たな融資及び利子補給制度などを検討し、合併時に再編する。

共同船揚場管理事業

区 分	浜 益 村			厚田村	石狩市	具体の取扱い
施設	・千代志別船揚場 ・送毛船揚場 ・雄冬船揚場			・毘砂別船揚場 ・床丹船揚場	該当なし	該当なし
使用料	区 分	3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 12ヶ月		
	動力船	1トン未満	1,850円	3,090円	4,740円	新市においても船揚場の管理運営は必要であり、合併時に浜益村の制度に合わせる。
		1トン以上 2トン未満	2,060円	3,500円	5,150円	
		2トン以上	2,470円	4,120円	6,180円	
		船外機船	1,440円	2,060円	3,090円	

③ 漁港施設関係 (No.26-4-3)

◆合併時に厚田村の制度に合わせる。

3市村の漁港施設

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
漁港施設	浜益漁港(浜益地区) 浜益漁港(群別地区) 幌漁港 濃昼漁港	厚田漁港 古潭漁港	該当なし ※石狩湾新港の一部を 漁港区として利用	合併時に厚田 村の制度に合 わせる。

④ 林業関係 (No.26-4-4)

◆森林管理事務、林道管理事務、緑化事務については、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。  
◆補助金等のうち、産業振興資金貸付については、合併時に再編する。  
◆治山管理事務については、合併時に厚田村の制度に合わせる。  
◆森林組合については、石狩北部、厚田、札幌の森林組合が合併のための協議会を設置し、検討中である。

⑤ 公園関係 (No.26-4-5)

◆「公園管理事務」は、合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、料金体系については、現行のとおりとする。  
◆「墓地管理事務」は、合併後に石狩市の制度に合わせる。  
◆「ゲートボール場管理事務」・「公衆便所管理事務」は、合併時に石狩市の制度に合わせる。

公園管理事務関係

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
有料公園施設	該当なし	厚田公園キャンプ場	青葉公園 他6公園 ※野球場・庭球場・ 陸上競技場など	合併時に石狩市の制度に合 わせる。ただし、料金体系は現 行のとおり。

墓地管理事務関係

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
墓地施設	12墓地	6墓地	7墓地	合併後に石狩市の制度に合 わせる。
区画面積	1区画 4㎡以内	1区画 6㎡	1区画 6㎡以内	※使用料及び管理料につい ては、一定の墓園整備が行われ た後から有料となる。
使用料	無料	30,000 円	30,000 円	
管理料	該当なし	該当なし	30,900 円	

⑥ 商工業関係 (No.26-4-6)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆商工会議所及び商工会については新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については合併後に新市において調整する。
- ◆「温泉施設維持管理事業」における開館時間及び料金体系については、現行のとおりとする。

温泉施設維持管理事業

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
施設	浜益村保養センター	石狩市保養センター	合併時に石狩市の制度に合わせる。
管理形態	直営(管理の一部を委託)	委託(㈱石狩振興公社)	
開館時間	4/1～10/31 10:00～21:00 11/1～3/31 10:00～20:00 ※休館日・毎月1日(土・日・祝祭日の場合は翌日以降の最初の平日) ・1月1日	通年 10:00～22:00 ※休館日・毎月第2火曜日、第4火曜日(祝祭日の場合は翌日)	現行のとおり
利用料金(入館料)	村内(大人)350円(小学・70歳以上)100円 村外(大人)500円(小学)250円 ほか	大人 800円(現状600円) 小人 400円(現状300円) ほか	

⑦ 観光関係 (No.26-4-7)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆観光協会については新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については合併後に新市において調整する。
- ◆「海水浴場管理運営事業」における料金体系については、現行のとおりとする。

海水浴場管理運営事業

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
管理運営	浜益村観光協会へ委託	(社)石狩観光協会へ委託	合併時に石狩市の制度に合わせる。
駐車場	川下第1～4駐車場	石狩浜海水浴場駐車場	
駐車料金	原付・自動二輪 300円 軽車両・普通車両 1,000円 大型車両 2,000円	二輪車 200円 普通車 600円 中型車 1,000円 大型車 2,000円	現行のとおり

5) 建設水道専門部会関係(No.26-5)

① 建設関係(No.26-5-1)

◆事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。

② 除雪関係(No.26-5-2)

◆事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。

道路除雪関連事業

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
目的	除雪又は排雪作業を行い道路や公共施設周辺の交通確保を図り、冬期間における道路交通等の利便に供する。	除雪又は排雪作業を行い道路や公共施設周辺の交通確保を図り、冬期間における道路交通等の利便に供する。	合併時に石狩市の制度に合わせる。
出勤基準の目安	10cm以上の積雪あるいは降ることが予想できる場合に出動する。	10cm以上の積雪あるいは降ることが予想できる場合に出動する。	
業者選定	指名競争入札を原則とする。	指名競争入札を原則とする。	

③ 港湾施設関係(No.26-5-3)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。(石狩市のみ該当)

④ 公営住宅関係(No.26-5-4)

◆事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆入居者の決定は、石狩市では公開抽選としているため、浜益村公営住宅入居者選考委員会は合併時に廃止する。  
 ただし、優先規定(高齢者、生活保護世帯、住宅困窮者など)あり。  
 ◆「公営住宅管理事業」については、現行のとおりとする。

公営住宅管理事業(家賃)

区分	浜 益 村	石 狩 市	具体の取扱い
家賃	(算出方法) 毎年度、入居者の収入に基づき、公営住宅法及び同施行令に規定する方法により算出した額とする。 施行令には家賃算定基礎額定められており、立地条件、地価、床面積、経過年数等を勘案する。	(算出方法) 毎年度、入居者の収入に基づき、公営住宅法及び同施行令に規定する方法により算出した額とする。 施行令には家賃算定基礎額定められており、立地条件、地価、床面積、経過年数等を勘案する。	公営住宅法及び同施行令により家賃の算定方法が決まっていることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

⑤ 都市計画関係(No.26-5-5)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。(石狩市のみ該当)

⑥ 上水道関係 (No.26-5-6)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆給水事業については、合併時には、浜益村及び厚田村の「特別会計」を1つに統合し、石狩市の「企業会計」と2つによる水道事業に統合する。
- ◆水道料金については、段階的な調整を行い、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせる。

給水事業

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
事業区分	簡易水道事業	簡易水道事業	水道事業	合併時には、浜益村及び厚田村の「特別会計」と石狩市の「企業会計」と2つの会計とする。
会計方式	特別会計	特別会計	企業会計	合併後、概ね5年で、2つの会計を1つの「企業会計」による水道事業に統合する。

使用料等

区分	浜益村	厚田村	石狩市								具体の取扱い	
水道料金	水道料金 単位:円	水道料金 単位:円	水道料金 単位:円								新市において水道料金負担の公平を図る必要があることから、料金格差を考慮して、段階的な調整を行うこととし、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせる。	
	基本料金	口径 基本料金	従量料金(1m3当たり)									
	区分 (1ヶ月につき)	口径 (1ヶ月につき)	区分	使用水量のうち								
	水量 金額	臨時 水量 金額	メーターの口径・臨時	基本料金 (1ヶ月につき)	7m3 まで	14m3 まで	30m3 まで	100m3 まで	500m3 まで	1000m3 まで		1001m3 超の部分
	一般 8m3 1,820	13mm 5m3 1,200	75mm	1,300	0	170		270				
	家庭用 まで	まで	13mm	1,300	0	170		270				
	営業用 20m3 4,550	20mm 7m3 1,680	20mm	1,600	0	210		280				
	まで	まで	25mm	4,300		320		370	420	470		520
	団体用 50m3 11,370	25mm 10m3 2,400	30mm	6,800		320		370	420	470		520
	まで	まで	40mm	10,900		390		440	490	540		590
	備考)超過料金は区分に関わらず1m3増す毎に225円	30mm 15m3 3,900	50mm	20,500		390		440	490	540		590
		40mm 20m3 5,200	75mm	34,200		540		590	640			
		50mm 25m3 6,500	100mm	68,500		540		590	640			
		75mm 50m3 13,000	臨時	7,500		450						
		100mm 1,200 312,000	備考)メーターの口径が100m3を超える場合の料金は、市長が別に定める。									
	100mm 10m3 6,700											
	備考)超過料金は口径の大きさに関わらず1m3増す毎に260円											

〈参考〉 水道料金の違いは？(各自治体により算定方法が異なる)

**＝浜益村＝**

- ・料金算定方法 用途別
- ・一般家庭の基本料金は、8m<sup>3</sup>まで1,820円
- ・超過料金は、(基本水量を超過すると)1m<sup>3</sup>当たり225円

**＝厚田村＝**

- ・料金算定方法 口径別
- ・一般家庭の基本料金は、5m<sup>3</sup>まで1,200円
- ・超過料金は、(基本水量を超過すると)1m<sup>3</sup>当たり260円

**＝石狩市＝**

- ・料金算定方法 口径別
- ・一般家庭の基本料金は、7m<sup>3</sup>まで1,365円
- ・超過料金は、(基本水量を超過すると)1m<sup>3</sup>当たり178円以上

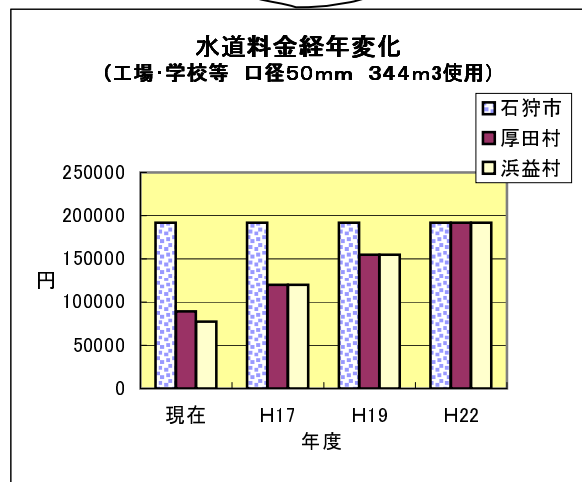
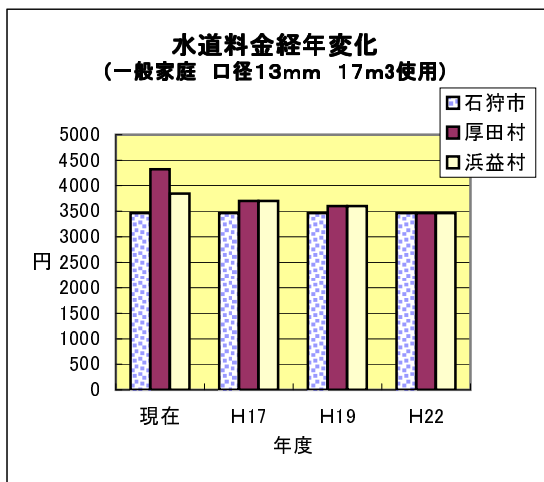
〈参考〉 平均使用水量での水道料金比較は？(モデルケースでの比較)

一般家庭の場合 13mm	月平均17m <sup>3</sup> 使用の場合	<b>＝浜益村＝ 3,845円</b>	<b>＝厚田村＝ 4,320円</b>	<b>＝石狩市＝ 3,465円</b>
工場・学校等の場合 50mm	月平均344m <sup>3</sup> 使用の場合	<b>＝浜益村＝ 77,520円</b>	<b>＝厚田村＝ 89,440円</b>	<b>＝石狩市＝ 191,688円</b>
工場・学校等の場合 100mm	月平均700m <sup>3</sup> 使用の場合	<b>＝浜益村＝ 157,620円</b>	<b>＝厚田村＝ 312,000円</b>	<b>＝石狩市＝ 479,325円</b>

水道料金の統一

水道料金も一定期間を経て石狩市に統一する。

・3市村の料金体系がそれぞれ違うことから、一般家庭における水道料金負担の影響を最小限に抑えること、また大口径使用者の負担軽減を考慮し、合併後、概ね5年間の激変緩和措置を経て石狩市の現行料金体系に統一する。  
・厚田村・浜益村の料金は3回程度の段階的な料金改定を行う予定。  
※水道法では、事業統一後の格差料金の設定は禁じられている。



⑦ 下水道関係 (No.26-5-7)

- ◆合併時に石狩市の制度に合わせる。
- ◆合併時、現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。
- ◆個別廃水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編する。
- ◆補助金のうち、水洗化改造資金助成金については、下水道事業に伴う助成は、望来地区の供用開始から3年間に限り、また個別排水処理施設整備事業に伴う助成は、合併年度に限り厚田地域において現行のとおりとし、水洗化改造資金貸付金については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付金を「1戸あたり70万円以内」とする。
- ◆手数料のうち、指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料について、合併時に厚田村の制度に合わせる。

下水道事業

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体的取扱い
事業区分	該当なし	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道事業	2つの事業の性格が異なること、また2つの特別会計の経営状況には大きな格差があることから、合併時、現行の2つの事業及び特別会計により実施する。
会計方式		特別会計	特別会計	
使用料		・基本汚水量(5m3まで) 850円 ・超過汚水量(5m3以上) 1m3につき 180円	・基本汚水量(10m3まで) 990円 ・超過汚水量(10～30m3) 1m3につき 120.75円 (30m3以上)1m3につき 175.35円	
受益者負担金及び分担金		●分担金 (地方自治法第224条) ・1家屋に係る受益者毎に 100,000円	●受益者負担金 (都市計画法第75条) ・花川南負担区 1㎡につき 398円 ・花畔負担区 1㎡につき 453円 ・本町、樽川負担区 1㎡につき 485円 ・花川東負担区 1㎡につき 485円	

個別排水処理施設整備事業

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体的取扱い
事業区分	該当なし	個別排水処理施設整備事業	該当なし	下水道処理区域外の水洗化整備を行うことは、衛生的で快適な生活環境の整備が図られることから、厚田村の制度を基に、新市において特別会計を設け、合併時に再編する。
会計方式	(村が設置する個別排水処理施設はない)	特別会計	(市が設置する個別排水処理施設はない)	
使用料		・基本汚水量(5m3まで) 850円 ・超過汚水量(5m3以上) 1m3につき 180円		
受益者負担金及び分担金		●分担金 (地方自治法第224条) ・1家屋に係る受益者毎に 100,000円		

6) 教育文化専門部会関係(No.26-6)

① 教育管理関係(No.26-6-1)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
 ◆補助金等については、団体の統廃合の状況に応じ、合併後に新市において調整する。  
 ただし、石狩市中学校体育連盟補助金については、現行のとおりとする。  
 ◆スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。

補助金等

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
補助金等	浜益村校長会補助金	石狩市校長会補助金	団体の統廃合の状況に応じ、合併後に新市において調整する。
	浜益村教頭会補助金	石狩市教頭会補助金	
	浜益村学校教育研究協議会補助金	石狩市教育振興補助金	
	該当なし	石狩市中学校体育連盟補助金	

教職員住宅の管理

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い		
施設	教職員住宅 21戸	教職員住宅 70戸	合併時に石狩市の制度に合わせる。		
使用料	●教職員住宅	●教職員住宅			
	経過年数	月額(m <sup>2</sup> )		経過年数	月額(m <sup>2</sup> )
	5年未満	205円		木造:非木造	水洗
	5年以上	174円	5年:8年	171円	164円
	10年以上	142円	10年:16年	150円	143円
	15年以上	111円	15年:24年	129円	122円
20年以上	79円	20年:32年	108円	101円	
		25年:40年	87円	80円	

スクールバスの運行

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
スクールバスの運行	該当なし	(使用車両)	(使用車両)	学校の統廃合等の経緯など、地域の実情に応じ実施していることから、現行のとおり。
		公有バス 3台 公有ワゴン車 1台	公有バス 3台	

② 幼稚園関係(No.26-6-2)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。(石狩市のみ該当)



③ 学校教育関係 (No.26-6-3)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。

遠距離通学費補助

区分	浜益村	石狩市	具体の取扱い
小学校	(対象者) 通学のため路線バスを利用する児童	(対象者) 自宅から学校までの距離が4km以上	道路事情や気象条件を考慮し、現行のとおり。
	(補助額) 運賃の全額(バス定期券の支給)	(補助額) 3ヵ月定期券の購入代金相当額	
中学校	(対象者) 通学のため路線バスを利用する生徒	(対象者) 自宅から学校までの距離が6km以上	
	(補助額) 運賃の全額(バス定期券の支給)	(補助額) 3ヵ月定期券の購入代金相当額	

④ 社会教育・スポーツ関係 (No.26-6-4)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
◆スキー場の管理については、現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討する。  
◆社会教育施設、その他スポーツ施設の管理のうち、現在無料である厚田村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。  
◆表彰については、合併後速やかに再編し、制度化を図る。  
◆学校体育施設の開放事業のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。

スキー場の管理

区分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い			
施設	●浜益村民スキー場 (開設) 昭和57年12月 (コース) 2コース (設備) リフト1基、レストハウス1棟外 (備品) 圧雪車1台、スノーモービル1台	●厚田村スキー場 (開設) 昭和61年1月 (コース) 2コース (設備) リフト1基、レストハウス1棟外 (備品) 圧雪車1台、スノーモービル1台	該当なし	現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討する。			
管理形態	直営(管理の一部を委託)	直営(H4までは民営)					
使用料	区分	大人	小人		区分	大人	小人
	シーズン券	10,000円	7,000円		シーズン券	10,000円	7,000円
	1日券	1,500円	1,000円		(村内小中学生)	(7,000円)	(5,000円)
	回数券	1,000円	700円		回数券	1,500円	1,000円
	1回券	100円	70円	1回券	1,000円	700円	
				1回券	100円	70円	
維持管理費	平成14年度実績 収入: 64万円 (H22まで圧雪車起債償還分131万円含む) 支出: 553万円	平成14年度実績 収入: 40万円 支出: 657万円					

⑤ 文化財関係(No.26-6-6)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、郷土資料館管理のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。

関係団体(協議会等)

区 分	浜益村	厚田村	石狩市	具体の取扱い
関係団体	全国史跡整備市町村協議会 全国市町村文化財保存整備協議会	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に加入する。

郷土資料館管理

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
施設	浜益村郷土資料館	厚田村郷土資料室	(仮)石狩市地域誌資料センター ※H16.4開館予定	合併時に石狩市に合わせるものとする。 なお、各施設の利用条件等については、現行のとおり。
開館時間	5/1～10/31(月曜休館) 10:00～16:00	5/1～10/31(月曜休館) 9:00～16:00	通年(火曜、年末年始休館) 9:00～17:00	
入場料	・一般観覧料 大人 300円 小人 150円 ・団体観覧料(10人以上) 大人 150円 小人 100円	無料	有料 ※詳細は未定	

⑥ 給食センター・図書館・公民館関係(No.26-6-7)

◆合併時に石狩市の制度に合わせる。  
ただし、学校給食のうち、給食費については、現行のとおりとする。

給食センター管理

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
施設	浜益村学校給食センター	厚田村学校給食センター	石狩市学校給食センター 石狩市第2学校給食センター	合併時に石狩市の制度に合わせる。
管理運営	直営	直営(一部委託)	直営(一部委託)	

学校給食

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
給食の区分	完全給食(週5回)	完全給食(週5回)	完全給食(週5回)	合併時に石狩市の制度に合わせる。ただし、給食費は、現行のとおり。
給食費 (1食あたり)	小学生 240円～250円 中学生 290円	小学生 240円 中学生 284.21円	小学生 224円～236円 中学生 273円	
給食費会計	私会計(学校納入)	公会計(口座振替)	公会計(口座振替)	

図書館管理

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
施設	浜益村ふれあいセンター きらり図書室	厚田村総合センター図書室	石狩市民図書館 石狩市民図書館花川北分館 石狩市民図書館花川南分館 石狩市民図書館八幡分館	浜益村及び厚田村の図書館を石狩市民図書館の分館として位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせる。なお、利用条件等については現行のとおり。

## 7) 議会専門部会関係 (No.26-7)

## ① 議会関係 (No.26-7-1)

◆大きな差異がないため、合併時に石狩市の制度に合わせる。

## 3 市村の委員会等

区 分	浜 益 村	厚 田 村	石 狩 市	具体の取扱い
常 任 委 員 会	総務文教常任委員会 産業厚生常任委員会  任期4年	総務厚生常任委員会 産業文教常任委員会  任期4年	総務企画常任委員会 経済厚生常任委員会 建設水道常任委員会 教育環境常任委員会 任期2年	合併時に石狩市の制度に合わせる。
議会運営委員会	議会運営委員会 任期4年	議会運営委員会 任期4年	議会運営委員会 任期2年	
特 別 委 員 会	(常設) 議会だより編集特別委員会 国道改修促進特別委員会 市町村合併問題特別委員会 (非常設) 予算特別委員会 決算特別委員会	(常設) 開発特別委員会 議会だより編集特別委員会  (非常設) 予算特別委員会 決算特別委員会	(常設) ※該当なし  (非常設) 予算特別委員会 決算特別委員会	

## 協議会等開催状況

### ◆ 合併協議会調印式

区 分	開 催 日 時	開 催 地	会 場	備 考
調印式	平成14年12月25日 10:30～	石狩市	市役所3階庁議室	

### ◆ 合併協議会

区 分	開 催 日 時	開 催 地	会 場	備 考
第1回	平成15年2月20日 13:30～16:30	石狩市	花川北コミュニティセンター	47/47委員出席
第2回	平成15年6月4日 14:00～17:00	厚田村	厚田村総合センター	45/47委員出席
第3回	平成15年7月17日 13:00～16:30	浜益村	浜益村交流センター きらり	43/47委員出席
第4回	平成15年9月26日 13:00～16:00	石狩市	花川南コミュニティセンター	38/47委員出席
第5回	平成15年10月27日 13:00～16:00	厚田村	厚田村総合センター	41/47委員出席
第6回	平成15年11月27日 13:00～16:00	浜益村	浜益村交流センター きらり	42/47委員出席
第7回	平成15年12月25日 13:00～16:30	石狩市	花川北コミュニティセンター	42/47委員出席
第8回	平成16年1月30日 13:00～16:20	厚田村	厚田村総合センター	44/47委員出席
第9回	平成16年2月27日 13:00～16:00	浜益村	浜益村交流センター きらり	43/47委員出席
第10回	平成16年3月30日 13:00～17:35	石狩市	花川北コミュニティセンター	43/47委員出席
第11回	平成16年5月7日 13:00～16:00	厚田村	厚田村総合センター	42/47委員出席
第12回	平成16年5月27日 13:00～16:15	浜益村	浜益村交流センター きらり	37/47委員出席
第13回	平成16年6月30日 13:00～18:30	石狩市	花川北コミュニティセンター	46/47委員出席
第14回	平成16年7月28日 13:00～15:00	厚田村	厚田村総合センター	44/47委員出席

### ◆ 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会

区 分	開 催 日 時	開 催 地	会 場	備 考
第1回	平成15年7月11日 13:00～14:10	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	12/13委員出席
第2回	平成15年8月22日 14:00～15:30	厚田村	厚田村議会 議場	12/13委員出席
第3回	平成15年10月10日 14:00～16:00	浜益村	浜益村議会 議場	9/13委員出席
第4回	平成15年12月22日 14:00～15:45	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	13/13委員出席
第5回	平成16年4月7日 14:00～16:15	厚田村	厚田村議会 議場	12/13委員出席
第6回	平成16年6月4日 10:00～12:10	浜益村	浜益村議会 議場	12/13委員出席
第7回	平成16年6月25日 10:30～11:45	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	13/13委員出席

## ◆ 新市建設計画小委員会

区分	開催日	時	開催地	会場	備考
第1回	平成15年6月10日	14:00 ~ 15:10	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	13/15委員出席
第2回	平成15年7月4日	14:00 ~ 15:45	厚田村	厚田村議会 議場	13/15委員出席
第3回	平成15年8月28日	14:00 ~ 15:50	浜益村	浜益村議会 議場	13/15委員出席
第4回	平成15年9月4日	13:00 ~ 15:05	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	10/15委員出席
第5回	平成15年10月20日	13:00 ~ 15:00	厚田村	厚田村議会 議場	13/15委員出席
第6回	平成15年11月6日	14:00 ~ 16:50	浜益村	浜益村議会 議場	13/15委員出席
第7回	平成15年11月12日	13:00 ~ 14:55	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	11/15委員出席
第8回	平成15年11月28日	14:00 ~ 15:40	厚田村	厚田村議会 議場	13/15委員出席
第9回	平成16年1月28日	14:00 ~ 15:30	浜益村	浜益村議会 議場	13/15委員出席
第10回	平成16年3月25日	13:00 ~ 15:15	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	12/15委員出席
第11回	平成16年5月31日	13:30 ~ 16:40	厚田村	厚田村議会 議場	12/15委員出席
第12回	平成16年6月2日	13:30 ~ 16:40	厚田村	厚田村議会 議場	10/15委員出席
第13回	平成16年6月8日	13:30 ~ 16:00	浜益村	浜益村議会 議場	12/15委員出席
第14回	平成16年7月20日	13:30 ~ 14:15	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	13/15委員出席

## ◆ 地域自治組織等小委員会

区分	開催日	時	開催地	会場	備考
第1回	平成15年7月11日	15:00 ~ 16:40	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	12/15委員出席
第2回	平成15年10月30日	13:58 ~ 16:37	厚田村	厚田村議会 議場	14/15委員出席
第3回	平成15年12月5日	14:00 ~ 16:00	浜益村	浜益村議会 議場	12/15委員出席
第4回	平成16年3月26日	13:00 ~ 15:00	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	14/15委員出席
第5回	平成16年4月9日	13:00 ~ 15:30	厚田村	厚田村議会 議場	13/15委員出席
第6回	平成16年4月30日	13:00 ~ 14:55	浜益村	浜益村議会 議場	11/15委員出席
第7回	平成16年6月3日	10:00 ~ 12:00	石狩市	石狩市議会 第1委員会室	15/15委員出席

## ◆ 新市まちづくり懇話会

区分	開催日	時	開催地	会場	備考
第1回	平成15年5月24日	13:30 ~ 14:30	石狩市	りんくる 3F 会議室	
第2回	平成15年6月7日	10:00 ~ 15:30	[タウンウォッチング] 3市村	バスツアー	
第3回	平成15年6月22日	13:30 ~ 16:45	厚田村	交流センター みなくる	
第4回	平成15年7月6日	13:30 ~ 16:00	浜益村	交流センター きらり	

「浜益村が石狩市・厚田村と合併することの可否に関する住民投票」

投票日は **11月7日(日)**

住民説明会日程表

区分	日時		地区	会場	備考
第1巡	9月9日(木)	14:00~16:00	床丹	床丹会館	①
	9月9日(木)	18:00~20:00	送毛	送毛会館	①
	9月10日(金)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	①
	9月13日(月)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	①
	9月14日(火)	18:00~20:00	千代志別・雄冬	千代志別会館	①
	9月16日(木)	18:00~20:00	浜益	きらり	①
	9月17日(金)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	①
	9月22日(水)	19:00~21:00	幌	幌生活館	①
第2巡	9月28日(火)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	②
	9月29日(水)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	②
	10月1日(金)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	②
	10月4日(月)	18:00~20:00	群別	群別自治会館	①
	10月5日(火)	18:00~20:00	浜益	きらり	②
	10月6日(水)	19:00~21:00	幌	幌生活館	②
	10月9日(土)	18:00~20:00	濃昼	生活改善センター	①
第3巡	10月13日(水)	14:00~16:00	床丹	床丹会館	②
	10月13日(水)	18:00~20:00	送毛	送毛会館	②
	10月14日(木)	18:00~20:00	川下	林業研修センター	③
	10月15日(金)	19:00~21:00	柏木	基幹集落センター	③
	10月18日(月)	18:00~20:00	実田・御料地	実田会館	①
	10月19日(火)	18:00~20:00	毘砂別	毘砂別生活館	③
	10月20日(水)	18:00~20:00	浜益	きらり	③
	10月21日(木)	18:00~20:00	千代志別・雄冬	千代志別会館	②
	10月22日(金)	19:00~21:00	幌	幌生活館	③
<b>11月2日(火)</b>			<b>住民投票～告示</b>		
<b>11月7日(日)</b>			<b>住民投票～投票・開票日</b>		

※群別、実田・御料地、濃昼地区は、各1巡。  
 床丹、千代志別・雄冬、送毛地区は、各2巡。  
 浜益、幌、川下、柏木、毘砂別地区は、各3巡。

注：住民説明会へは次の資料を忘れずにお持ちください。

- ①合併まちづくりプラン概要版～「あいの風おこし石狩の国づくり」
- ②「合併するとした場合の姿」～最終報告
- ③私たちの暮らし～浜益村が合併しないとしたら～
- ④私たちの暮らし～「合併する場合」・「合併しない場合」の比較